



第2次 名古屋市 多文化共生推進プラン



名古屋市



はじめに

ものづくり産業が多く集積する名古屋大都市圏の中核都市として、また商業の中心地として発展してきた名古屋市には、多くの外国籍の人々が住んでいます。平成元（1989）年末時点で33,377人であった名古屋市の外国人住民数は、平成28（2016）年末時点で72,683人となり、市内人口の約3.2%の割合を占めています。また、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者、日本国籍を取得した人など、日本国籍であっても外国文化を背景に持つ人々も存在します。

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共にしあわせに生きていくことができる多文化共生のまちづくりは、名古屋市が目指す「人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち」「魅力と活力にあふれるまち」の実現の趣旨にも合致するものです。

名古屋市では、多文化共生施策を推進していくための指針として、平成24（2012）年に名古屋市多文化共生推進プランを策定し、多文化共生のまちづくりに取り組んできました。

この間、外国人市民の増加や定住化の進展などの社会情勢の変化により、多文化共生を取り巻く環境は着実に変化しつつあり、その大きな流れに的確に対応しながら多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。

そこで、名古屋市多文化共生推進プランの計画期間終了にともない、本市におけるこれまでの取り組みの成果を継承しつつ、社会情勢の変化を見すえ、さらなる多文化共生施策の推進を図るため、第2次名古屋市多文化共生推進プランを策定しました。

このプランには、今後5年間の本市の多文化共生施策の方向性と、その実現のための具体的な方策を定めています。このプランに基づいた計画的な施策の実施により、多文化共生施策を総合的かつ体系的に推進していきます。

目次

第 1 章 第 2 次名古屋市多文化共生推進プランの策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 位置づけ	2
3 計画期間	2
4 多文化共生推進の意義	3

第 2 章 名古屋市の現状と主な課題

1 統計データから見る名古屋市の現状と課題	4
2 第 1 次プランの評価	7
3 主要な課題	10

第 3 章 第 2 次プランの内容

1 基本目標	19
2 施策の方針	19
3 推進体制の整備	20
4 施策方針と基本施策の体系	21
5 実施計画	22

資料編	56
-----------	----

1 策定の趣旨

名古屋市では、多文化共生施策の指針として、平成 24（2012）年に名古屋市多文化共生推進プラン（以下「第1次プラン」という。）を策定しました。

平成 23（2011）年以降の社会情勢を振り返ると、平成 20(2008)年のリーマンショックに端を発した世界不況や東日本大震災の影響により、外国人住民数は減少しましたが、平成 27（2015）年から増加に転じています。

少子化・高齢化に伴う生産年齢人口の減少に対応するため、国レベルでも、外国人労働者の受入れに関するさまざまな政策を検討しており、日本に在留する外国人はこれからも増加していくものと考えられます。

また、平成 24（2012）年 7 月の住民基本台帳法の改正施行により、外国人も日本人と同じ住民基本台帳に登録されるようになった今、基礎自治体である名古屋市は、市民に対して平等な行政サービスを提供するため(※)、日本人・外国人を問わず、すべての市民が安心・安全に暮らせる地域社会を築くことに取り組んでいます。

また、名古屋市が目指す「魅力と活力にあふれるまち」の実現の意味においても、多様な文化的背景を持つ市民の存在は都市の活力の源泉となり、さまざまな文化が混ざり合うことで、名古屋の魅力と活力を生み出すものとして重要視すべきものです。

こうしたことから名古屋市は、第1次プランの計画期間終了にともない、さらに多文化共生施策を推進するため、第2次名古屋市多文化共生推進プラン（以下「第2次プラン」という。）を策定することとしました。

(※)地方自治法 第十条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

2 位置づけ

第2次プランは、「名古屋市総合計画 2018」を踏まえて、多文化共生推進のための本市の方針や考え方を明確にした個別計画です。第2次プランの推進にあたっては、本市の他の個別計画等における外国人市民に係る取り組みと整合性を図りながら、総合的かつ体系的に推進していきます。

3 計画期間

第2次プランの計画期間は、平成29（2017）年度から平成33（2021）年度までの5年間とします。計画期間中に、国際社会の動向や、国における多文化共生に係る方針など、多文化共生を取り巻く状況に変化があった場合や、計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて見直します。

【多文化共生】

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共にしあわせに生きていくこと」と定義します。

【外国人市民】

本市に在住する外国人は、外国籍のままの人もありますが、日本国籍を取得する人や、国際結婚などによって生まれた子どもなど外国人の親の文化を背景にもつ人も増えています。このような外国にルーツをもつ人は、外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があります。

そこで、第2次プランではこれらの人々も視野に入れ、「外国人市民」という呼称を用いることにします。

また、名古屋市内に住所を有する外国籍の人のみを指す場合は、「外国人住民」と表記します。

（例）外国人住民統計

※ただし、すでに実施されている事業名については表記を変更しない。

（例）外国人市民アンケート など

4 多文化共生推進の意義

(1) 外国人市民の人権保障の推進

多文化共生のまちづくりの推進は、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「日本国憲法」などで保障された人権尊重の趣旨に合致します。

国籍や民族などの違いに関わらず、すべての市民の人権が平等に尊重され擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる礎となります。

(2) 地域の魅力向上と活性化の推進

社会経済活動全般においてグローバル化が進展する中で、世界に開かれたまちづくりを積極的に推進することによって地域の魅力が高まり、世界の人々に名古屋市を誇ることができます。また、海外から有用な人材を招き地域への定着に取り組むことで、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながります。

(3) 地域のグローバル化の推進

多文化共生のまちづくりの推進により、市民の国際感覚や異文化に対する理解が深まります。地域での異文化交流が進むことで、新たな価値を見出し、新しい豊かな文化を創造する機会も増えます。また、国際的に活躍できるグローバルな人材をより多く輩出することにつながります。

(4) 安全で安心なまちづくりの推進

外国人市民に日本の法令や生活習慣などに対する理解を促すとともに、交通事故や犯罪などの被害にあわないように情報の提供を行ったり、生活環境を整備することにより、誰もが安心して安全に暮らすことができるまちづくりの推進につながります。

(5) すべての人が暮らしやすいまちづくりの推進

多文化共生のまちづくりの推進は、言語や文化、能力などさまざまな特性や違いを認め合い、すべての人に配慮した暮らしやすいまちづくりの推進につながります。

1 統計データから見る名古屋市の現状と課題

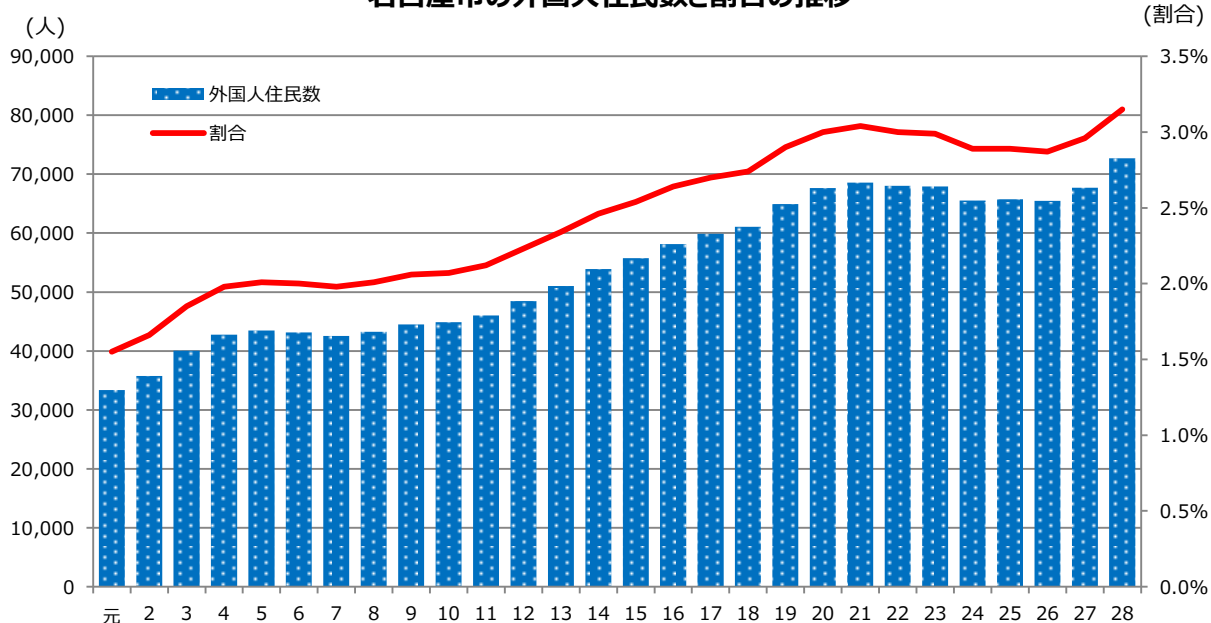
(1) 外国人住民の増加

本市における平成 28（2016）年末の外国人住民数は、72,683 人で、市の人口総数 2,307,307 人の 3.2%を占めています。平成 20（2008）年のリーマンショックに端を発した世界不況や、平成 23（2011 年）に発生した東日本大震災の影響により、外国人住民数は一時減少しましたが、平成 27（2015）年から増加に転じています。

また、国においては、平成 28（2016）年 6 月末の在留外国人数が過去最高となり（2,307,388 人）、今後も増加することが予想されています。

新たに来日する外国人が、安心・安全な生活が送れるよう、地域における情報の多言語化や日本語学習機会の提供、医療や福祉などの生活支援が必要となります。

名古屋市の外国人住民数と割合の推移



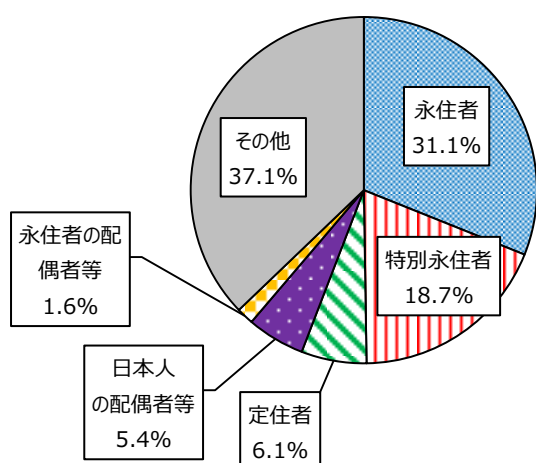
(2) 外国人住民の定住化傾向

本市における在留資格別の外国人住民数の割合を見ると、長期に渡り在住すると見込まれる「永住者」「特別永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留資格者は、全体の 62.9%を占めています。

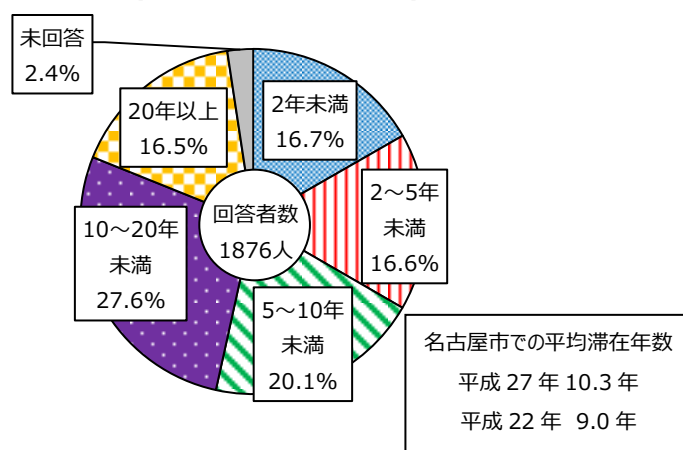
また、平成 27 年名古屋市外国人市民アンケート（以下、「外国人市民アンケート」という。）では、子どもの中学卒業後の進路について、「日本の高校に進学させたい」「各種学校・専門学校で資格を身に付け、就職を有利にさせたい」「日本で就職させたい」と回答した割合が高く、次世代も含め長期に渡り日本で暮らすことを希望している外国人住民が多いと考えられます。

従来の生活支援にとどまらず、外国人住民が主体的に地域社会に関わり、豊かな生活を送ることができるような取り組みを行う必要があります。

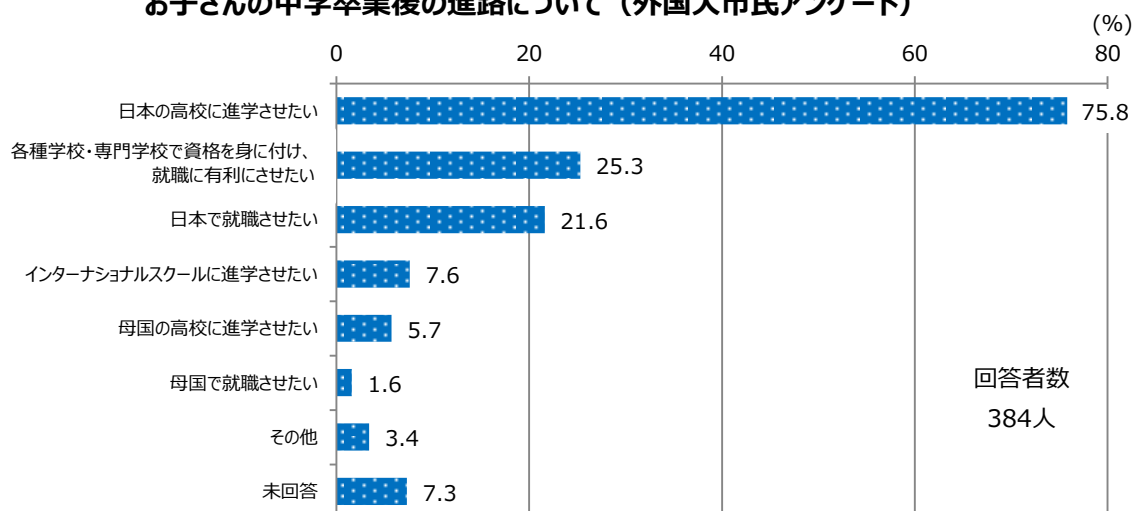
名古屋市の在留資格別外国人住民数の割合
(平成 28 年名古屋市外国人住民統計)



名古屋市での滞在年数
(外国人市民アンケート)



お子さんの中学卒業後の進路について (外国人市民アンケート)

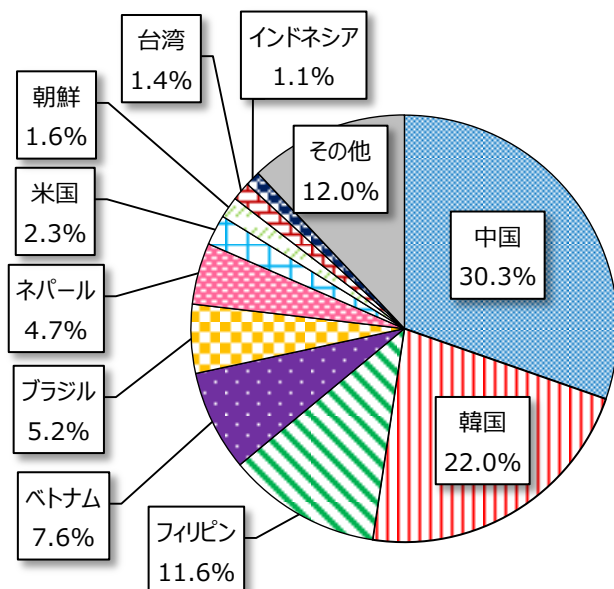


(3) 外国人住民の多様化

本市の国籍・地域別の外国人住民数は、中国が22,056人（30.3%）と最も多く、以下韓国、フィリピン、ベトナム、ブラジルが続いています。また、名古屋市には140の国と1地域の出身者が住んでおり、国籍が多様化しています。

すべての市民が互いの基本的人権と文化的差異を認め合えるよう、多文化共生の理解を深めることが課題となっています。

名古屋市の国籍別外国人住民数の割合
(平成28年名古屋市外国人住民統計)



2 第1次プランの評価

(1) 第1次プランの取り組み内容

名古屋市では、多文化共生施策の指針として、平成 24（2012）年に「名古屋市多文化共生推進プラン」を策定しました。

第1次プランでは、基本目標を「多文化共生社会の実現に向けた3つのきずなづくり」と掲げ、「ことばのきずな（コミュニケーション支援）」「暮らしのきずな（生活支援）」「地域のきずな（多文化共生の地域社会づくり）」の3つの施策の方針に基づき、多文化共生施策を展開してきました。

【施策の方針】

①ことばのきずな（コミュニケーション支援）

日本語によるコミュニケーションが困難なことにより、必要な情報や行政サービスを受けられないことがないよう、情報の多言語化や日本語の学習支援に取り組みました。また、災害時に備え、日頃から外国人市民と日本人市民が助けあい、対処することができる体制づくりを進めました。

②暮らしのきずな（生活支援）

外国人市民が、安心・安全で快適な生活をするように、地域において生活する上で必要となる基本的な環境を整えるため、生活支援の充実について取り組んできました。

③地域のきずな（多文化共生の地域社会づくり）

外国人市民が、その権利が保障されるとともに、地域社会の構成員として、その役割、義務を果たし、地域を支える担い手となることができるように、外国人市民が地域に溶け込み、社会参画ができるための環境づくりを進めました。

(2) 第1次プランの評価

外国人市民アンケート及び平成28(2016)年の「市政アンケート」等により、第1次プランの評価を実施しました。ここでは、第1次プランで取り組んできた3つのきずなづくりについて、全指標18項目により達成状況を分析・評価しました。

第1次プラン実施計画 成果目標達成状況の評価

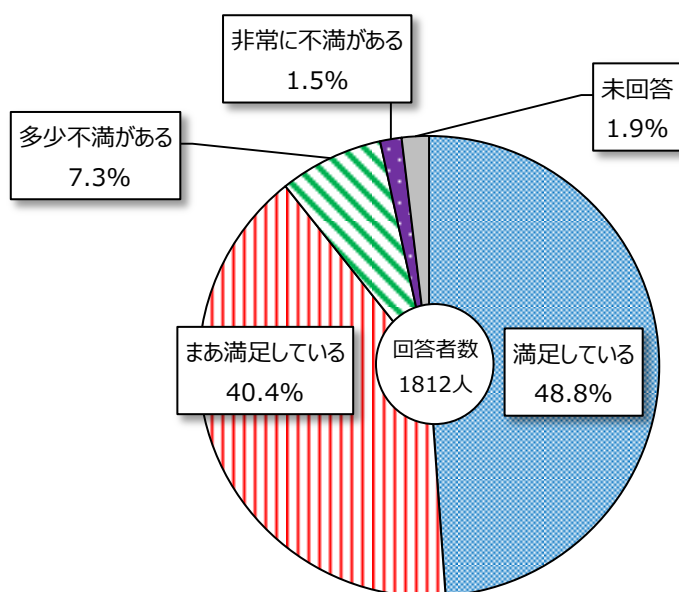
策定時と直近値の比較	該当項目数 (割合)	主な指標
A 目標値に達した	7項目 (39%)	・「地震や台風への備えをしていない」外国人市民の割合 ・母語学習協力員の人数 等
B 目標に達していないが改善傾向にある	8項目 (44%)	・日本での生活で困っていることが「仕事が見つからない」である外国人市民の割合 ・「地域活動に参加している」外国人市民の割合 等
C 悪化している	3項目 (17%)	・日本語能力が「日常会話ができる」以上の外国人市民の割合 ・日本の生活で困っていることが、「母国語の通じる病院がどこにあるか分からない」または「病院を受診するときの通訳が見つからない」である外国人市民の割合 等
合 計	18項目 (100%)	

18項目中、Aの「目標値に達した」とBの「目標値には達していないが改善傾向にある」の項目は15項目となり、全体の8割以上の項目で改善が認められました。

（３）名古屋市での暮らしの満足度について

外国人市民アンケートにおいて、「あなたは、名古屋市での現在の暮らしに満足していますか」の質問に対して、「満足している」と答えた人は 48.8%、「まあ満足している」と答えた人は 40.4%で、あわせて 89.2%でした。

現在の名古屋市での暮らしの満足度（外国人市民アンケート）



回答者の 9 割近くが名古屋市での暮らしに満足していることについては、多文化共生のまちづくりが進んでいることの現れであると評価できます。

しかし一方で、「多少不満がある」（7.3%）、「非常に不満がある」（1.5%）という回答があります。引き続き、きめ細かく分野ごとの困りごとやニーズを把握・分析し、多文化共生施策を推進していく必要があります。

3 主要な課題

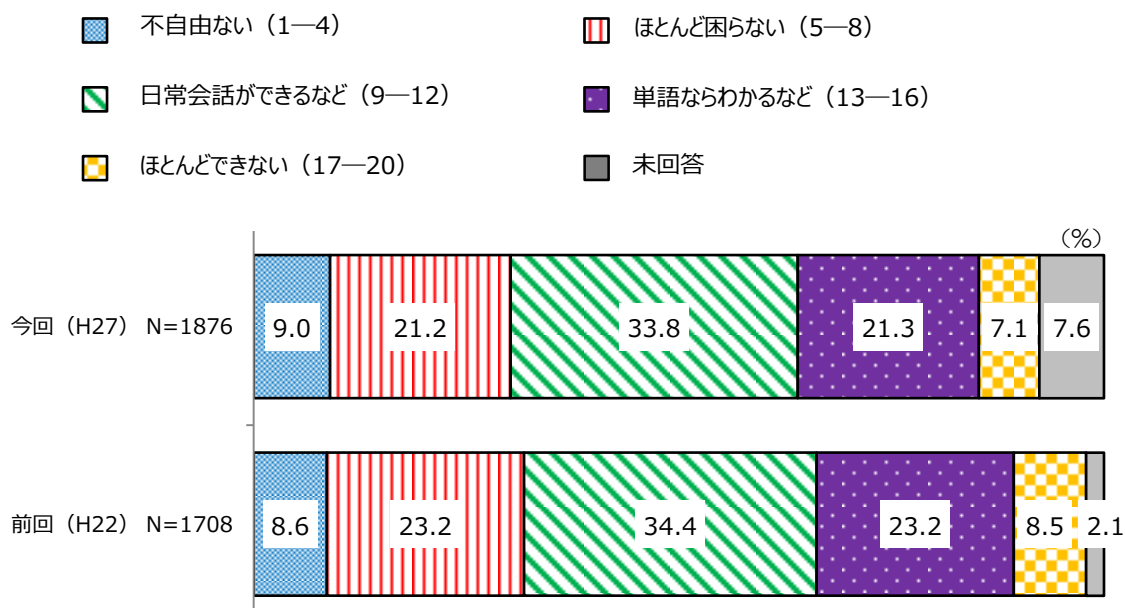
(1) 外国人市民アンケート調査結果から見た課題

外国人市民アンケートの結果から、外国人市民を取り巻く現状と課題について、以下のよう
に整理しました。

①日本語能力について

「日本語に不自由ない」か「ほとんど困らない」人は全体の 30.2%、「日常会話ができる」
レベルの人は 33.8%、「単語ならわかる」程度は 21.3%、「ほとんどできない」レベルの人は
7.1%となっています。

日本語能力（得点合計）（外国人市民アンケート）

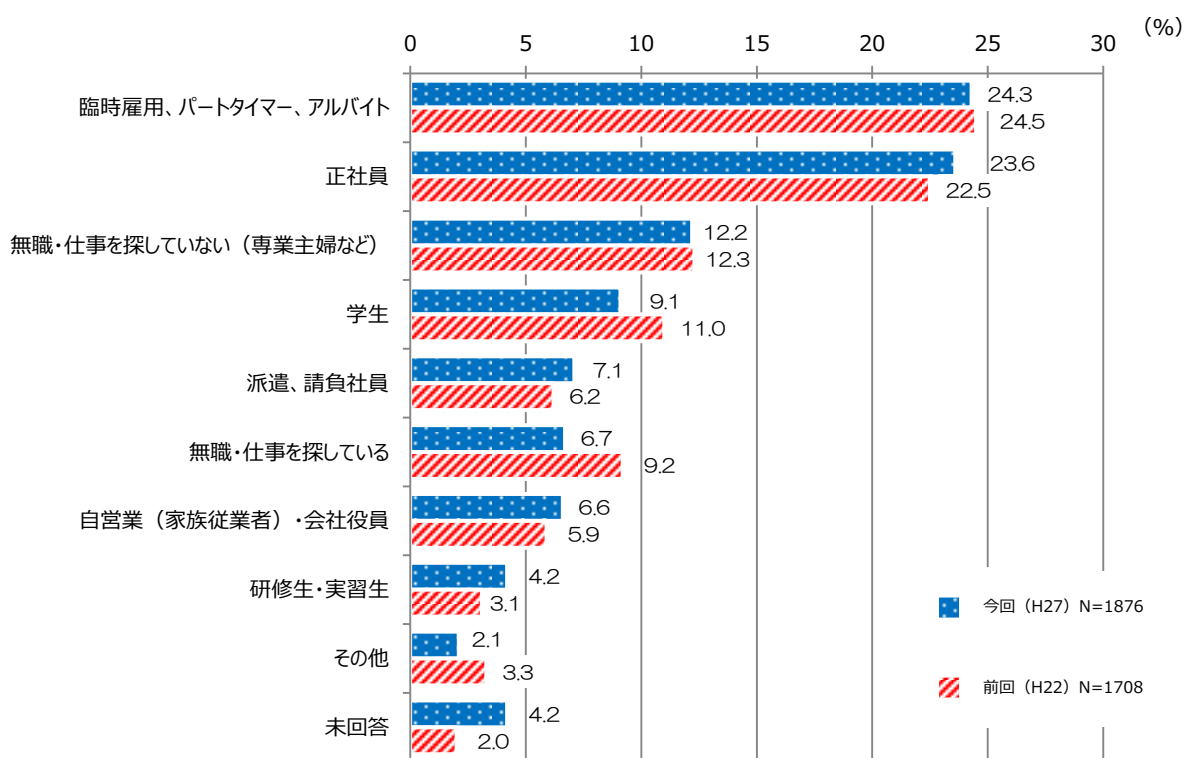


②現在の仕事の雇われ方について

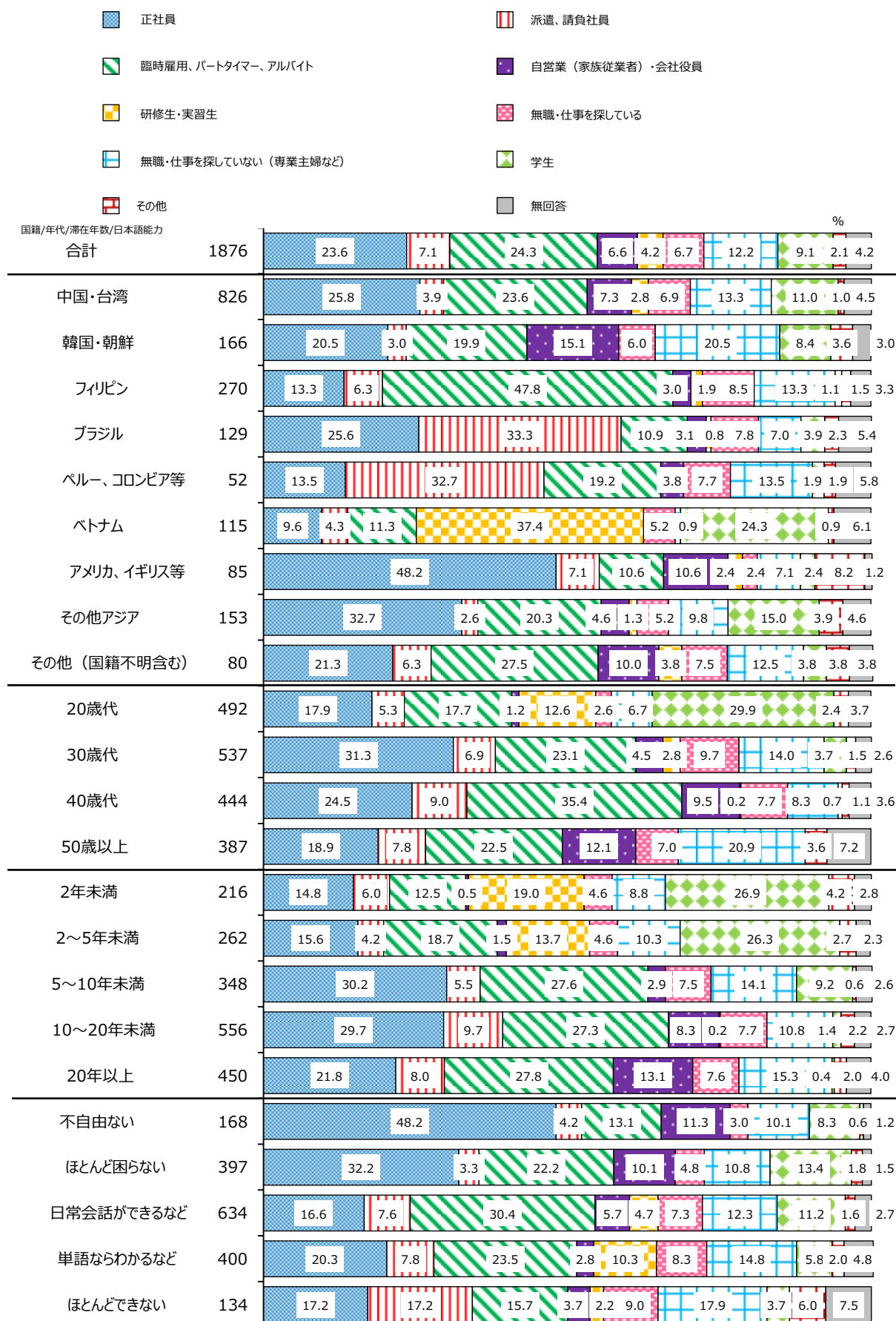
雇用形態については、「無職・仕事を探している」人の割合は減少しているものの、「臨時雇用、パートタイマー、アルバイト」など有期雇用の割合が 24.3%と高い状態となっており、不安定な就労と生活の状況が続いていると考えられます。

日本語能力別に雇用形態を見ると、日本語能力が高いほど、正社員の比率が高くなっています。外国人の生活基盤の安定のために、日本語学習機会の提供についても今後取り組みを強化していく必要があります。

現在の仕事の雇われ方（外国人市民アンケート）



現在の仕事の雇われ方、基本属性別（外国人市民アンケート）

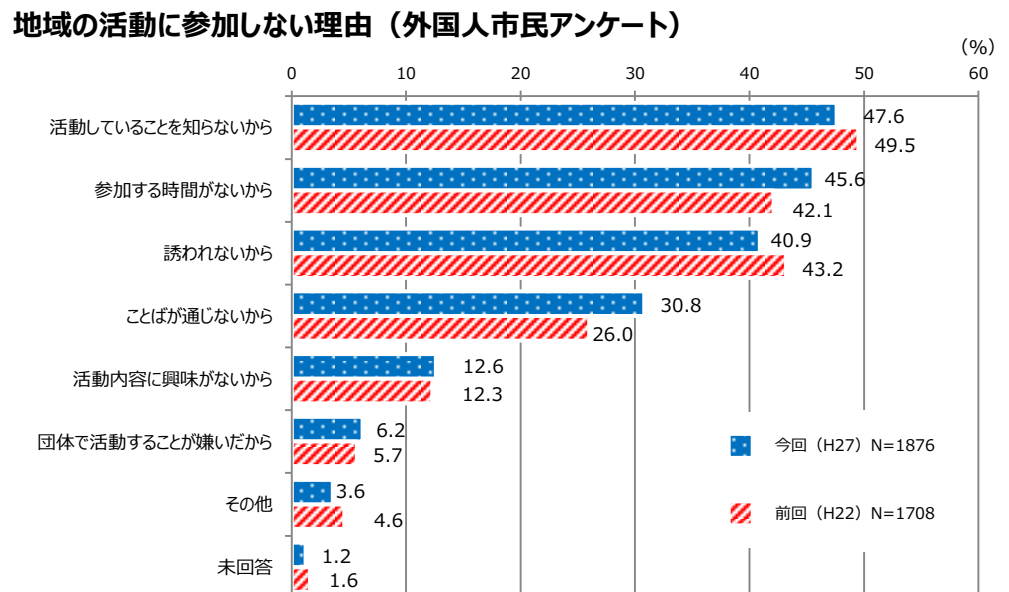
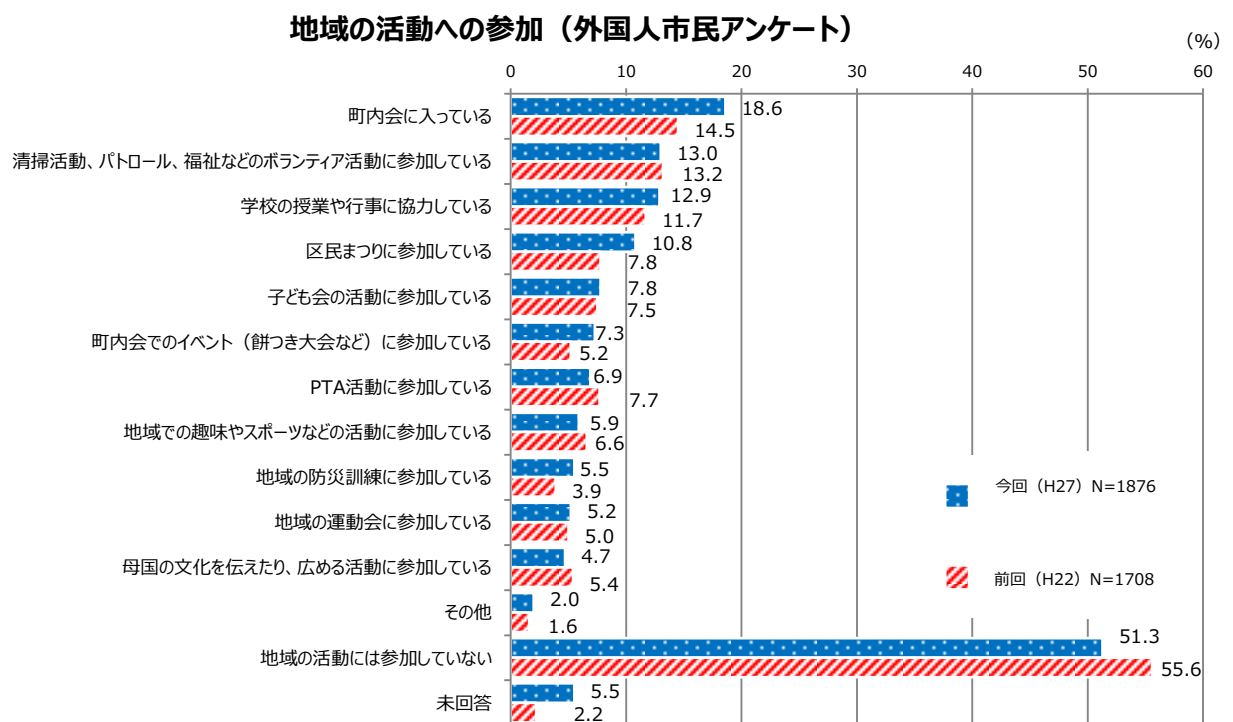


③地域の活動への参加について

外国人市民が地域の活動に参加していない割合は 51.3%と高い状態となっています。

地域の活動に参加しない理由は、「活動していることを知らないから」（47.6%）、「参加する時間がないから」（45.6%）、「誘われないから」（40.9%）、「言葉が通じないから」（30.8%）となっています。

外国人市民が地域の一員として、さまざまな活動に主体的に参加し、ともに地域社会で活動できるよう、社会参画を促進することが求められています。



④外国人市民が日本の生活で困っていることについて

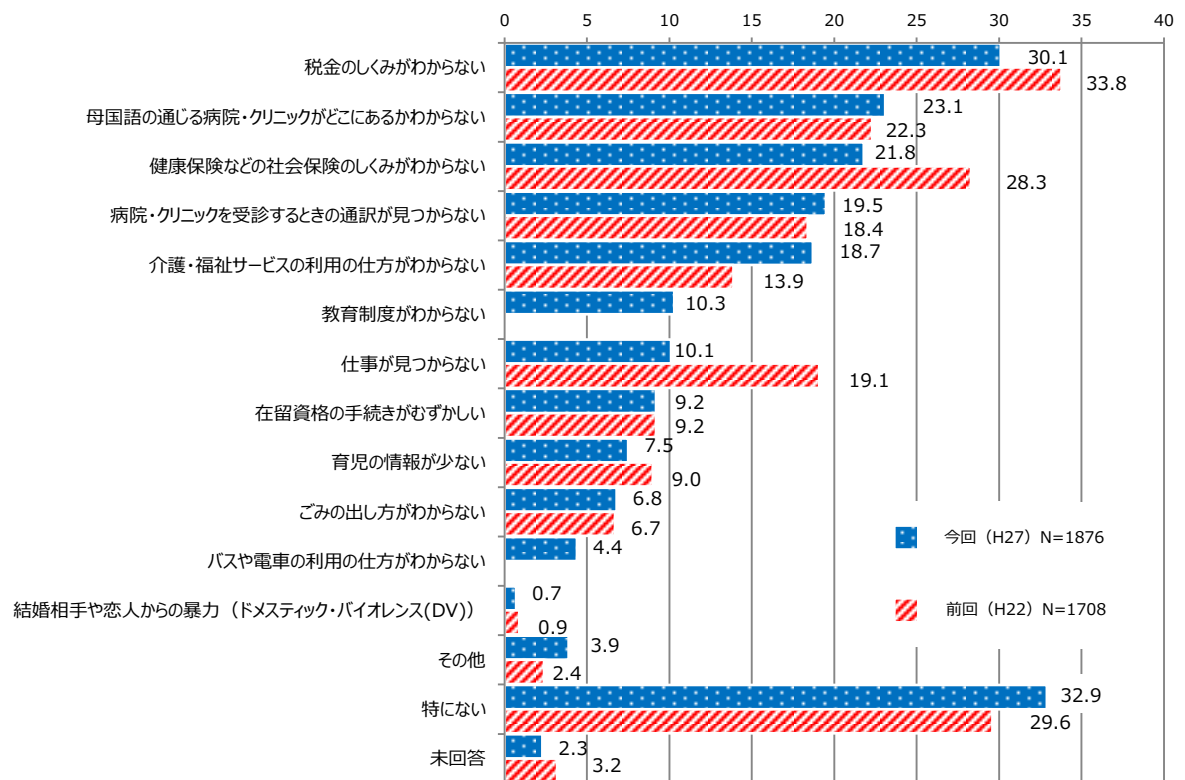
日本での生活で困っていることで最も多いのは、「税金のしくみがわからない」(30.1%)です。次いで「母国語の通じる病院・クリニックがどこにあるかわからない」(23.1%)、「健康保険などの社会保険のしくみがわからない」(21.8%)、「病院・クリニックを受診するときの通訳が見つからない」(19.5%)となっています。

外国人市民が安心・安全で快適な生活を送るためには、地域の情報の多言語化や通訳の充実等が課題となっています。

日本の生活で困っていること（住む家以外）

(外国人市民アンケート)

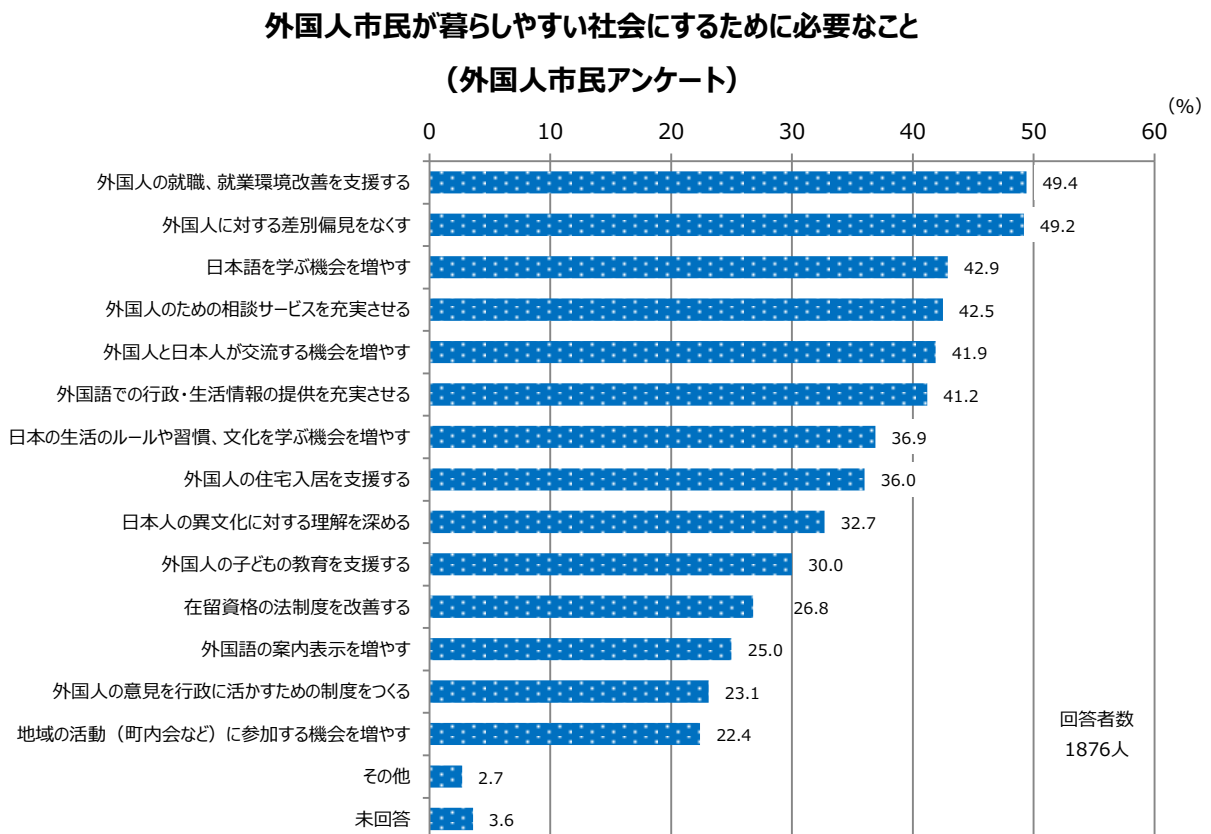
(%)



⑤外国人市民が暮らしやすい社会にするために必要なこと

外国人市民が暮らしやすい社会にするために必要なことについて、「外国人の就職、就業環境改善を支援する」（49.4％）、「外国人に対する差別偏見をなくす」（49.2％）、「日本語を学ぶ機会を増やす」（42.9％）、「外国人のための相談サービスを充実させる」（42.5％）、「外国人と日本人が交流する機会を増やす」（41.9％）、「外国語での行政・生活情報の提供を充実させる」（41.2％）などの回答が多くなっています。

先にも述べた外国人の雇用や日本語能力などの課題のほかに、外国人に対する差別や偏見も大きな課題です。多文化共生のまちづくりを進めるためには、異なる文化を持つ市民の間での交流や対話は欠かせません。日本人と外国人との間で相互理解を進める必要があります。



(2) 多文化共生を進める団体アンケート・ヒアリング調査及びなごや多文化共生まちづくり会議から見た市民のニーズ・要望

名古屋市は、第2次プランの策定に向けて、市内を中心に活動する多文化共生推進団体を対象に「多文化共生を進める団体アンケート・ヒアリング調査」を、また、市民から直接意見やニーズを聴取するため「なごや多文化共生まちづくり会議」を実施しました。これらの結果から見てきた市民のニーズ・要望について、以下のように整理しました。

①情報伝達

- ・多文化共生の情報を集約した分かりやすいポータルサイトを整備すべきである。
- ・対象者に情報を伝えるためのさまざまな伝達方法を整備する必要がある。

②日本語

- ・NPOや外国人市民との連携による、通訳・翻訳サービスを強化した方がよい。
- ・日本語教室の会場確保をはじめとした運営を支援すべきである。
- ・専門性を備えた日本語教師の育成への支援をすべきである。

③防災

- ・外国人市民向け防災啓発事業の更なる充実と、地域での開催が必要である。
- ・より分かりやすい防災情報を発信してほしい。

④教育

- ・保護者に対する進学を含めた教育制度の情報提供を強化する必要がある。
- ・来日間もない児童・生徒への日本語習得機会を充実させた方がよい。
- ・教育機関に派遣される指導教員の適正配置と通訳の質の向上について取り組むべきである。
- ・不就学児童の実態把握と対応について検討する必要がある。

⑤労働環境

- ・外国人を雇用する企業の現状やニーズ・要望を把握することが必要である。
- ・就職支援事業の対象を留学生に加え外国人市民にも拡大してほしい。

⑥保健・医療・福祉

- ・医療通訳及び同行支援の制度を充実してほしい。
- ・障害をもった外国人市民への対応について取り組みが必要である。
- ・介護通訳制度の運用について検討すべきである。
- ・外国人市民のＤＶ被害者への対応を強化する必要がある。

⑦地域社会に対する意識啓発

- ・名古屋市内の外国人市民の詳しい統計データを整備すべきである。
- ・「多文化共生月間」等を利用し、市民へのＰＲを強化する必要がある。
- ・異文化についての正しい理解の促進のため、イベントやワークショップなどをもっと行うべきである。
- ・多文化共生の原点である外国人市民と日本人市民との交流機会を増やしてほしい。
- ・グローバル人材の育成を通じた多文化共生の推進を行うべきである。
- ・多文化共生の推進を通じた世界へのＰＲの強化が必要である。

⑧外国人市民の自立と社会参画

- ・外国人市民による社会貢献の機会をつくってほしい。
- ・外国人市民の自助活動・市民活動を促進する必要がある。
- ・外国人コミュニティとの連携を強化すべきである。
- ・地域での交流機会を増やした方がよい。



なごや多文化共生まちづくり会議

(3) 課題の整理

これまで名古屋市の多文化共生を取り巻く現状と課題について述べてきたことを、以下のように整理しました。

①外国人市民の日本語能力の向上、情報伝達の改善

今後、新たに名古屋に住む外国人が増加することが考えられますが、それにともない、日本語ができない外国人市民も増加することが予想されます。こうした外国人市民の生活基盤の安定のためには、日本語能力の向上は欠かせません。

また、日本の生活での困りごとについても、言語面での問題が多くなっています。外国人市民の日本語能力向上の取り組みの推進とともに、情報の多言語化、通訳サービスの充実等が課題となっています。

②地域への参画促進

名古屋に住む外国人市民の定住化傾向をかんがみ、従来の生活支援にとどまらず、地域で日本人市民とともに活躍できるよう、地域への参画促進を行う必要があります。

③多文化共生意識の向上

名古屋市には、平成28（2016）年末時点で140か国と1地域の出身者が住んでいます。すべての市民がしあわせに暮らすため、基本的人権と文化的差異を認め合えるよう、多文化共生の理解を深める取り組みが必要です。

1 基本目標

すべての市民が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共にしあわせに生きていくことができる多文化共生都市を実現するためには、外国人市民の生活基盤の安定を図るとともに、すべての市民の多文化共生意識の向上を図ることが重要です。それにより、相互理解が深まり、外国人市民も地域の一員という意識を持って安心・安全に生活を送ることができます。また、外国人市民が持っている力を十分に発揮し、日本人市民と一緒に地域づくりに参加することで、さまざまな文化を背景とする多様性を活かして地域社会の活力の維持・向上に貢献できるようになります。

これらの点を踏まえ、以下のように第2次プランの基本目標を定めます。

基本目標

すべての市民が安心・安全に暮らし、多様性を活かして活躍することができる多文化共生都市の実現

2 施策の方針

基本目標を実現するために、次の3つの施策方針を定めます。

I 生活基盤づくり

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、豊かな生活を送ることができるよう、生活基盤を整える取り組みを行います。

II 誰もが参画する地域づくり

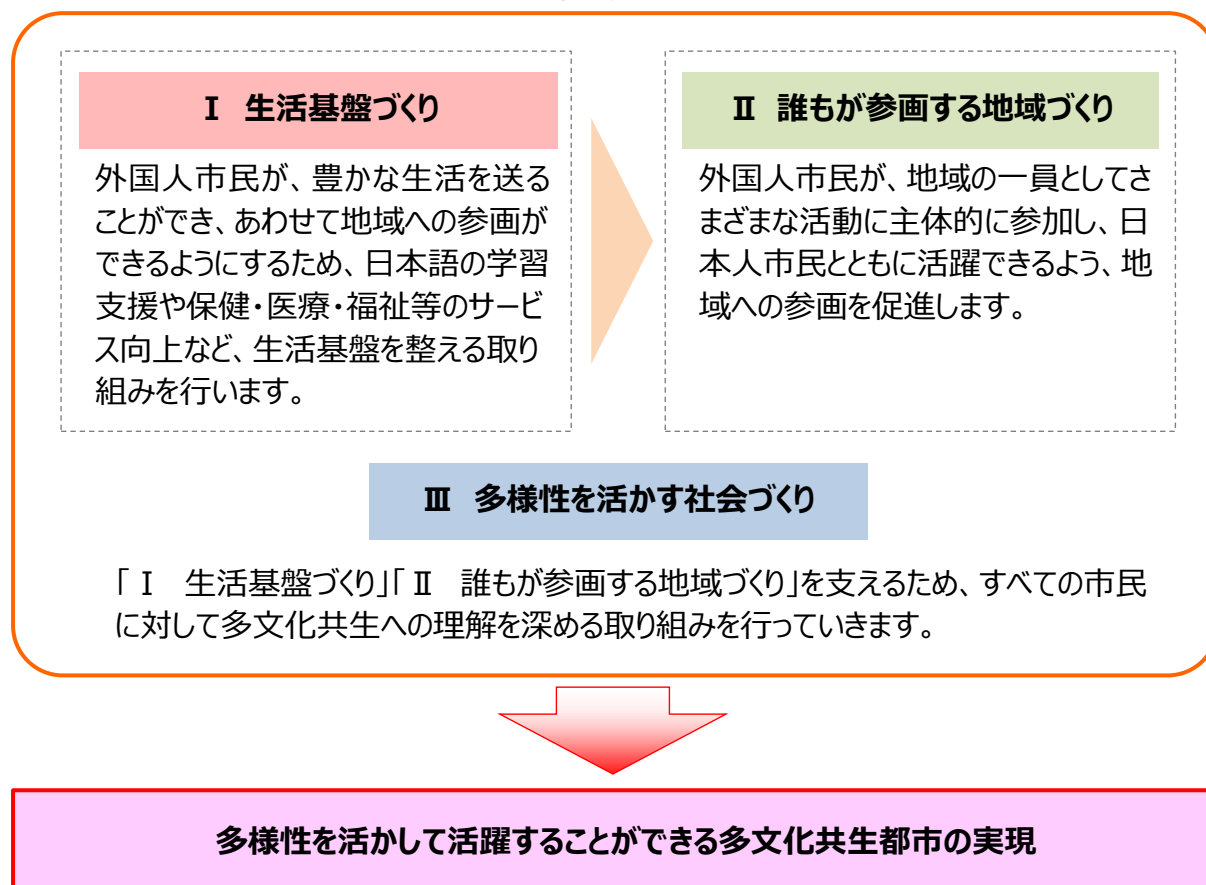
外国人市民が地域の一員としてさまざまな活動に主体的に参加し、日本人市民とともに活躍できるよう、地域への参画を促進します。

III 多様性を活かす社会づくり

すべての市民が、互いの基本的人権と文化的差異を認め合い、多文化共生への理解を深めるとともに、多様性を活かした社会づくりを進めます。

第2次プランでは、「外国人を支援する」という従来の考え方を発展させ、「対等な関係で、ともに活躍し、ともに支え合う」という視点に立った施策を展開していきます。

施策の概念図



3 推進体制の整備

(1) 庁内における推進体制

施策の実施にあたっては、総合的かつ体系的な推進のため、全庁的な会議等を中心に、関係局間の密な連携のもとで推進します。

(2) 関係機関・地域との連携

多文化共生の推進に向けた取り組みは、国や愛知県、愛知県国際交流協会、名古屋国際センター、企業、NPO・ボランティア、地域など、多様な担い手が、それぞれの役割に応じて実施しています。施策を効果的に推進していくためには、これらの関係機関や地域と積極的に連携していくことが必要です。

そのため、名古屋市多文化共生推進協議会を新たに設置し、関係機関や地域と連携して、多文化共生施策の効果的な推進に取り組めます。

4 施策方針と基本施策の体系

3つの方針を施策に反映させるため、次のように体系化し、名古屋市の基本施策の方向性及び施策を打ち出します。



5 実施計画

【実施計画の構成】

実施計画においては、プランの施策展開ごとに、次の項目について示しています。

◆施策のめざす姿

施策を実施した結果、目標年次の平成33（2021）年度に実現すべき名古屋市や日本人市民、外国人市民の状態を示しています。

◆施策の達成目標

施策の達成状況を評価するための指標を設定し、現状値と平成33（2021）年度の目標値を示しています。

◆施策の方向

施策方針、基本施策にもとづく施策の方向を掲載しています。

◆施策を展開する事業

基本施策に基づき、名古屋市が計画期間内に実施する事業を掲載しています。

【新規】計画期間内において新たに取り組む事業

【拡充】計画期間内において量的な拡大を図ったり、新たな内容を加えたりする事業

（再掲）施策との関連性から、他の施策に位置づけた事業を改めて掲げたもの

※再掲については、年度別事業計画の記載を省略します。

掲載事業は、計画期間内の予算編成に反映をさせて実施していきます。

施策方針Ⅰ 生活基盤づくり

基本施策 1 地域における情報の多言語化

◆施策のめざす姿

外国人市民に、必要な情報が伝わり、理解されるよう、多様な言語・手段によって情報提供がなされています。また、日常生活について、外国人市民が身近に相談できる環境が整っています。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28年度)	目標値 (33年度)
「名古屋生活ガイド」を知っている外国人市民の割合	38.2%	80.0%

◆施策の方向

- 施策① 多様な言語・手段による行政・生活情報の提供
- 施策② 外国人市民のための窓口サービスの充実
- 施策③ 通訳サービスの整備

◆施策を展開する事業

施策① 多様な言語・手段による行政・生活情報の提供

事業	拡充	多様な言語・手段による情報提供		担当部局	観光文化交流局
事業概要	名古屋市外国語版ウェブサイト、名古屋生活ガイドをはじめ、名古屋国際センターの情報カウンター・ウェブサイト・ソーシャルメディア、ラジオ放送、エスニックメディア等を活用して、多文化共生に関する情報や生活に関する情報を提供します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施	拡充			
		(名古屋国際センターのウェブサイトのリニューアル)			

事業	市政ガイドンスの実施			担当部局	観光文化交流局
事業概要	市職員等が、外国人市民を対象に、やさしい日本語や対象者の母国語を使用して、市税・教育・福祉・健康・防災などの市政に関する説明会を行います。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	行政情報の翻訳、語学ボランティア派遣			担当部局	観光文化交流局 各局区室
事業概要	各局区室において、行政情報の翻訳や多言語版パンフレットの作成を行います。 また、名古屋国際センター登録ボランティアである語学ボランティアが、在住外国人の日常生活を言語面で支援するための通訳や翻訳を行います。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	拡充 ナゴヤカレンダーの充実			担当部局	観光文化交流局
事業概要	外国人向け月刊誌「ナゴヤカレンダー」について、生活情報の内容を充実させ、広報なごやが日本語であるために読むことができない人向けに、冊子及びウェブサイトで情報提供を行います。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施	拡充(ウェブサイトの閲覧性の向上)			

事業	新規 窓口での「名古屋転入ウェルカムキット」の配布			担当部局	観光文化交流局 各区役所
事業概要	名古屋生活ガイド、ごみ分別パンフレット、避難所マップ、日本語教室ちらし、名古屋国際センター刊行物等を一つにまとめたキットを作成し、区役所・国際センター等で配付します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	検討・実施	実施			

事業	拡充 外国人向け広報の充実			担当部局	中区
事業概要	転入時に中区での生活に役立つ情報一覧を多言語で配布するとともに、中区のイベントなどのチラシを多言語で提供します。 また、中区内の避難所や防災など命に関する情報や、犬の飼い方マナー、ごみの出し方など、文化の異なる外国人区民に知っておいてほしい生活に関する情報を多言語で提供します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	拡充 (掲載内容の充実)	実施			

施策② 外国人市民のための窓口サービスの充実

事業	多言語での相談の実施			担当部局	観光文化交流局
事業概要	外国人市民を対象とした各種相談を多言語で行います。 ・外国人行政相談 ・海外児童生徒教育相談 ・外国人法律相談 ・トリオホンによる相談 ・外国人のための税理士による無料税務相談 ・外国人こころの相談 ・外国人健康相談 ・外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス ・外国人の「心」と「からだ」健康相談会				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	新規 テレビ電話通訳			担当部局	観光文化交流局
事業概要	タブレット端末を区役所等に設置し、通訳を必要とする来庁者と名古屋国際センター情報カウンターをテレビ電話でつなぎ、通訳を行います。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	新規 通訳派遣			担当部局	観光文化交流局
事業概要	名古屋市の相談業務において、専門性の高い通訳が必要な場合に、窓口からの要請に応じて通訳者を派遣します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	検討	試行実施	実施		

事業	区役所窓口への通訳配置			担当部局	中区 港区
事業概要	区役所窓口に中国語とフィリピン語（中区）及びポルトガル語（港区）の通訳を配置し、言語の違いによる窓口での外国人市民の不便さを解消します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	新規 職員の多文化対応力向上研修			担当部局	観光文化交流局
事業概要	市職員が多文化対応力を身につけ、外国人市民と円滑にコミュニケーションを行えるようになるための各種研修を実施します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	検討・実施	実施			

事業	「やさしい日本語」を使った情報提供			担当部局	観光文化交流局
事業概要	外国人市民と日本語でのコミュニケーションを促進することを目的に、日本人、特に行政をはじめとする公共機関の職員を対象に「やさしい日本語」普及のための研修を行います。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策③ 通訳サービスの整備

事業	行政情報の翻訳、語学ボランティア派遣（再掲）			担当部局	観光文化交流局 各局区室
事業概要	各局区室において、行政情報の翻訳や多言語版パンフレットの作成を行います。 また、名古屋国際センター登録ボランティアである語学ボランティアが、在住外国人の日常生活を言語面で支援するための通訳や翻訳を行います。 （施策①に掲載）				

事業	新規 テレビ電話通訳（再掲）	担当部局	観光文化交流局
事業概要	タブレット端末を区役所等に設置し、通訳を必要とする来庁者と名古屋国際センター情報カウンターをテレビ電話でつなぎ、通訳を行います。 （施策②に掲載）		

事業	新規 通訳派遣（再掲）	担当部局	観光文化交流局
事業概要	名古屋市の相談業務において、専門性の高い通訳が必要な場合に、窓口からの要請に応じて通訳者を派遣します。 （施策②に掲載）		

事業	区役所窓口への通訳配置（再掲）	担当部局	中区 港区
事業概要	区役所窓口に中国語とフィリピン語（中区）及びポルトガル語（港区）の通訳を配置し、言語の違いによる窓口での外国人市民の不便さを解消します。 （施策②に掲載）		

事業	あいち医療通訳システムへの参加（再掲）	担当部局	観光文化交流局
事業概要	医療関係機関に通訳派遣・電話通訳・文書翻訳を行う「あいち医療通訳システム推進協議会」に参加します。 （施策⑭に掲載）		

事業	市立病院及び市立大学病院における外国人患者への対応（再掲）	担当部局	病院局 名古屋市立大学
事業概要	市立病院及び市立大学病院において、必要に応じて多言語の問診票や「あいち医療通訳システム」等を活用し、外国人患者への対応を行います。 また、市立大学病院は外国人患者受入れ医療機関として第三者機関の認証評価取得をめざします。 （施策⑭に掲載）		

事業	外国人結核患者等への通訳派遣（再掲）	担当部局	健康福祉局
事業概要	各区保健所において、服薬支援のための家庭訪問等を行う際に、通訳を必要とする結核患者及びその家族等接触者へ通訳者を派遣します。 （施策⑮に掲載）		

事業	新規 通訳者の子育て教室への配置及び 新生児・乳児訪問への同行（再掲）	担当部局	中区
事業概要	外国人の親が育児の知識を得ながら地域での交流を深められるよう、参加者のニーズに応じて、育児教室（0歳児・1歳児・事故予防教室）に通訳者を配置します。 また、出産後不安なく育児が始められるよう、保健師等による家庭への訪問指導において、外国人の親の家庭には、訪問先のニーズに応じて通訳者が同行します。 （施策⑯に掲載）		

事業	保育所における通訳の配置（再掲）	担当部局	子ども青少年局
事業概要	外国人乳幼児が多い保育所において、その保護者と保育士とのコミュニケーションを円滑にするため、通訳を配置します。 （施策⑯に掲載）		

事業	女性及び児童への相談援助活動における 通訳等派遣（再掲）	担当部局	子ども青少年局
事業概要	外国人女性や児童の相談に対応するため、社会福祉事務所等へ通訳者又は翻訳者を派遣します。 （施策⑱に掲載）		



名古屋国際センター情報カウンター

基本施策 2

日本語及び日本社会に関する学習支援

◆施策のめざす姿

日本語や日本社会について勉強したいと思う外国人市民のニーズに合った学習機会が、日本語教育機関等の関係機関と連携して提供されています。そして、外国人市民の日本語能力が高まり、日本社会に関する知識が深まっています。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28 年度)	目標値 (33 年度)
日本語能力が「日常会話ができる」以上の外国人市民の割合	64.0%	80.0%

◆施策の方向

施策④ 日本語及び日本社会に関する学習支援の充実

施策⑤ 日本語学習支援の仕組みの充実

◆施策を展開する事業

施策④ 日本語及び日本社会に関する学習支援の充実

事業	名古屋国際センターにおける日本語教室の運営			担当部局	観光文化交流局
事業概要	日本語を母語としない外国人に日常生活に必要な知識や基礎的な日本語を教えるとともに、さまざまな国や地域出身の受講者と指導にあたるボランティアが互いの文化・習慣を伝えあい、交流を図ります。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	拡充「子ども日本語教室」の開催			担当部局	観光文化交流局
事業概要	日本語を母語としない6歳から15歳の子どもを対象に、生活や学校に必要な日本語学習の機会を提供するため、ボランティアの運営協力のもと小グループ指導形式による子ども向け日本語教室を開催します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	拡充(受講者数の増加)				

事業	「初期日本語集中教室」「日本語通級指導教室」の運営（再掲）	担当部局	教育委員会
事業概要	日本語が全くできない児童生徒に基本的な日本語を指導する「初期日本語集中教室」、生活言語をある程度わかっている教科学習に支障をきたしている児童生徒に学習言語を指導する「日本語通級指導教室」を運営し、地域性を配慮して充実させます。 （施策⑩に掲載）		

施策⑤ 日本語学習支援の仕組みの充実

事業	市内日本語教室との協働			担当部局	観光文化交流局
事業概要	市内で活動するボランティア日本語教室の活動を振興するため、日本語教室と協働して広報等を行います。また、日本語教室を通じた外国人への情報提供を行います。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	「日本語教育相談センター」の運営（再掲）	担当部局	教育委員会
事業概要	日本語指導が必要な児童生徒の学校への受け入れを円滑に進め、学校生活への早期適応を図るため、児童生徒、その保護者のための就学相談、在籍校に対する翻訳・通訳派遣を行います。 （施策⑩に掲載）		

事業	外国人児童・生徒サポーターの育成（再掲）	担当部局	観光文化交流局
事業概要	主に外国につながる子どもの教育支援に携わる関係者（教員、日本語指導員、通訳、ボランティアなど）が、関係機関と連携し幅広い視点で活動できるよう、専門家の講義や情報共有等の機会を提供します。 （施策⑩に掲載）		

事業	日本語ボランティア活動の促進			担当部局	観光文化交流局
事業概要	日本語学習支援者及び多文化共生の担い手を育成することを目的に、日本語学習支援活動に携わるボランティアに情報交換や連携の機会を提供します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

基本施策3

居住

◆施策のめざす姿

市営住宅の入居等に関する情報や外国人市民の入居を受け入れている民間賃貸住宅などの情報が十分に提供されており、外国人市民が円滑に住まいを見つけ、生活ルールを理解して安心して生活しています。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28年度)	目標値 (33年度)
「家を見つけるときに困ったことは特にない」外国人市民の割合	55.5%	65.0%

◆施策の方向

施策⑥ 民間賃貸住宅への円滑な入居支援

施策⑦ 共同生活に関する情報提供

◆施策を展開する事業

施策⑥ 民間賃貸住宅への円滑な入居支援

事業	民間賃貸住宅等の情報提供			担当部局	住宅都市局
事業概要	外国人市民が円滑に住居を見つけ、入居できるように、栄地下街「住まいの窓口」において外国人市民の入居を受け入れている民間賃貸住宅などの情報提供を行います。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

施策⑦ 共同生活に関する情報提供

事業	市営住宅管理事務所等での情報提供			担当部局	住宅都市局
事業概要	外国人市民が市営住宅に居住する上での生活マナーや必要な情報の周知を図るため、「市営住宅使用のしおり」の外国語版（5言語）を配布します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

基本施策 4

労働

◆施策のめざす姿

外国人求職者に対して就職に必要な情報が十分に提供されています。また、外国人労働者が安全で働きやすい職場環境になっています。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28 年度)	目標値 (33 年度)
日本での生活で困っていることが、「仕事が見つからない」である外国人市民の割合	10.1%	8.0%

◆施策の方向

施策⑧ 就職・就業環境の改善

◆施策を展開する事業

施策⑧ 就職・就業環境の改善

事業	外国人留学生就職フェアの開催			担当部局	観光文化交流局
事業概要	留学生の円滑・適正な日本企業への就職を支援するために、愛知労働局、名古屋中公共職業安定所、名古屋外国人雇用サービスセンター等と連携し、留学生を対象とした合同就職説明会を開催します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	留学生のための就職活動支援セミナー			担当部局	観光文化交流局
事業概要	日本での就職を希望する愛知県内の大学に在学する留学生を対象に、面接試験対策等の就職活動に役立つセミナーを開催します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及			担当部局	市民経済局
事業概要	外国人の雇用について、企業での取り組みを促進するため、愛知県と連携して企業向けのセミナーを開催するとともに、外国人を含めた多様な人材が活躍できる環境づくりを推進します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				
	→				



「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」普及セミナー

基本施策 5

教育

◆施策のめざす姿

教育制度に関する情報の多言語による提供や日本語学習支援体制が充実しており、外国人児童生徒の保護者が日本の教育制度を理解しています。そして、外国人児童生徒が日本語習得や学校生活・日本での生活への適応に向けて意欲的に取り組んでいます。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28 年度)	目標値 (33 年度)
「教育で困っていることは特にない」外国人市民の割合	43.5%	60.0%

◆施策の方向

施策⑨ 保護者に対する教育制度の情報提供

施策⑩ 学習支援の充実

施策⑪ 不就学子どもへの対応

施策⑫ 進路指導

◆施策を展開する事業

施策⑨ 保護者に対する教育制度の情報提供

事業	入学のご案内及び就学援助のお知らせの 外国語版の作成			担当部局	教育委員会
事業概要	小学校入学年齢前年に送付する「入学のご案内」の外国語版（６言語） を作成し送付します。 在籍している児童生徒に対して就学援助についてのお知らせの外国 語版（６言語）を作成し、配布します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

施策⑩ 学習支援の充実

事業	「日本語教育相談センター」の運営			担当部局	教育委員会
事業概要	日本語指導が必要な児童生徒の学校への受け入れを円滑に進め、学校生活への早期適応を図るため、児童生徒、その保護者のための就学相談、在籍校に対する翻訳・通訳派遣を行います。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	「初期日本語集中教室」「日本語通級指導教室」の運営			担当部局	教育委員会
事業概要	日本語が全くできない児童生徒に基本的な日本語を指導する「初期日本語集中教室」、生活言語をある程度わかっている教科学習に支障をきたしている児童生徒に学習言語を指導する「日本語通級指導教室」を運営し、地域性を配慮して充実させます。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	日本語指導のための教員等の配置			担当部局	教育委員会
事業概要	日本語指導が必要な児童生徒の早期の学校生活への適応を図るために、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する小中学校へ教員や非常勤講師を配置します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	母語学習協力員の配置			担当部局	教育委員会
事業概要	日本語指導が必要な児童生徒が特に多く在籍する小中学校へ、児童生徒の母語と日本語のバイリンガルである母語学習協力員を配置します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	拡充 「子ども日本語教室」の開催 (再掲)	担当部局	観光文化交流局
事業概要	日本語を母語としない6歳から15歳の子どもを対象に、生活や学校に必要な日本語学習の機会を提供するため、ボランティアの運営協力のもと小グループ指導形式による子ども向け日本語教室を開催します。 (施策④に掲載)		

事業	日本語指導を必要とする児童生徒指導法講座			担当部局	教育委員会
事業概要	日本語指導を必要とする児童生徒の教育に必要な知識や技能の習得を目的として、小学校、中学校、高等学校の教諭・常勤講師を対象に、講座を開催します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	外国人児童・生徒サポーターの育成			担当部局	観光文化交流局
事業概要	主に外国につながる子どもの教育支援に携わる関係者（教員、日本語指導員、通訳、ボランティアなど）が、関係機関と連携し幅広い視点で活動できるよう、専門家の講義や情報共有等の機会を提供します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

施策⑪ 不就学の子どもへの対応

事業	不就学児童状況把握			担当部局	教育委員会
事業概要	「入学のご案内」を送付したが、入学を申請しなかった保護者に対して、3月に再度入学の案内を行うとともに、就学の見込等の意向を調査します。 また、市立小中学校に就学していない児童生徒の現状把握に努め、就学の支援を検討します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	新規 就学促進の取り組み			担当部局	観光文化交流局 子ども青少年局 教育委員会
事業概要	外国につながる子どもの就学を促進するため、関係者が集まり、協議する場をつくり、施策を検討します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策⑫ 進路指導

事業	外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス			担当部局	観光文化交流局 教育委員会
事業概要	外国人の子どもと保護者を対象に、中学卒業後の進路についての情報提供と相談に対応するガイダンスを、学校等の関係団体の協力のもとに実施します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				



初期日本語集中教室



子ども日本語教室

基本施策 6

保健・医療・福祉

◆施策のめざす姿

外国人市民に外国語対応が可能な医療機関や社会保険制度の仕組みなど保健・医療・福祉に関する情報が多言語で提供されています。また、外国人市民が保健・医療・福祉に関するサービスを受けることができます。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28 年度)	目標値 (33 年度)
日本での生活で困っていることが、「母国語の通じる病院・クリニックがどこにあるかわからない」である外国人市民の割合	23.1%	10.0%

◆施策の方向

- 施策⑬ 保健・医療・福祉に関する情報提供の充実
- 施策⑭ 外国人患者への多言語対応
- 施策⑮ 健康診断や健康相談の実施
- 施策⑯ 母子保健、子育て支援における対応
- 施策⑰ 高齢者及び障害者等支援における対応
- 施策⑱ DV（ドメスティック・バイオレンス）等への対応
- 施策⑲ 孤立の防止

◆施策を展開する事業

施策⑬ 保健・医療・福祉に関する情報提供の充実

事業	多言語での健康情報等の作成			担当部局	健康福祉局 子ども青少年局
事業概要	国民健康保険、エイズ予防、介護保険制度等、保健・医療・福祉に関するパンフレットを多言語で作成し、配布・周知します。また、多言語版の母子健康手帳を交付します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

施策⑭ 外国人患者への多言語対応

事業	あいち医療通訳システムへの参加			担当部局	観光文化交流局
事業概要	医療関係機関に通訳派遣・電話通訳・文書翻訳を行う「あいち医療通訳システム推進協議会」に参加します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	市立病院及び市立大学病院における外国人患者への対応			担当部局	病院局 名古屋市立大学
事業概要	市立病院及び市立大学病院において、必要に応じて多言語の問診票や「あいち医療通訳システム」等を活用し、外国人患者への対応を行います。 また、市立大学病院は外国人患者受入れ医療機関として第三者機関の認証評価取得をめざします。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策⑮ 健康診断や健康相談の実施

事業	外国人向け健康相談事業			担当部局	観光文化交流局
事業概要	外国人住民が安心して暮らせるように、心身の健康について相談できる相談会などを実施します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	外国人結核健診			担当部局	健康福祉局
事業概要	病気の早期発見、予防、制度の周知啓発等を目的とした無料健康相談会において、結核健診を実施し、結核に関する知識の普及啓発及び結核患者の早期発見を行います。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	外国人結核患者等への通訳派遣			担当部局	健康福祉局
事業概要	各区保健所において、服薬支援のための家庭訪問等を行う際に、通訳を必要とする結核患者及びその家族等接触者へ通訳者を派遣します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策⑩ 母子保健、子育て支援における対応

事業	外国人家族向け子育て教室			担当部局	中区
事業概要	外国人が日本でも安心して妊娠・出産・子育てができ、親同士や地域のつながりが持てるよう、教室を開催します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	新規 通訳者の子育て教室への配置及び 新生児・乳児訪問への同行			担当部局	中区
事業概要	外国人の親が育児の知識を得ながら地域での交流を深められるよう、参加者のニーズに応じて、育児教室（0歳児・1歳児・事故予防教室）に通訳者を配置します。 また、出産後不安なく育児が始められるよう、保健師等による家庭への訪問指導において、外国人の親の家庭には、訪問先のニーズに応じて通訳者が同行します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	保育所における通訳の配置			担当部局	子ども青少年局
事業概要	外国人乳幼児が多い保育所において、その保護者と保育士とのコミュニケーションを円滑にするため、通訳を配置します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策⑰ 高齢者及び障害者等支援における対応

事業	新規 高齢者及び障害者等の状況把握			担当部局	観光文化交流局 健康福祉局 子ども青少年局
事業概要	外国人の高齢者・障害者・生活困窮者が、文化や言語の違いにより直面する課題について、名古屋国際センターを中心に、各相談機関等と連携をして、状況を把握します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策⑱ DV（ドメスティック・バイオレンス）等への対応

事業	女性及び児童への相談援助活動における通訳等派遣			担当部局	子ども青少年局
事業概要	外国人女性や児童の相談に対応するため、社会福祉事務所等へ通訳者又は翻訳者を派遣します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策⑲ 孤立の防止

事業	外国人ピアサポート事業			担当部局	観光文化交流局
事業概要	外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、母国語で悩みを共有し、不安を軽減するとともに、仲間づくりにつながるサロンを開催します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策方針Ⅱ 誰もが参画する地域づくり

基本施策 7 外国人市民の地域への参画促進

◆施策のめざす姿

外国人市民が地域の仕組みを理解しているとともに、活動に参加・参画しており、対等な立場で、日本人市民とともに地域を支える担い手となって地域生活上の問題などを解決しています。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28年度)	目標値 (33年度)
「地域活動に参加している」外国人市民の割合	43.2%	65.0%

◆施策の方向

施策⑳ キーパーソン及びネットワークとの連携

施策㉑ 外国人市民の意見を施策に反映させる仕組みの導入

施策㉒ 外国人市民の地域への参画促進

◆施策を展開する事業

施策⑳ キーパーソン及びネットワークとの連携

事業	多文化共生を進める団体交流会					担当部局	観光文化交流局
事業概要	市内を中心に活動する多文化共生推進団体や行政機関が互いに顔の見える関係を築き、災害等の非常時はもちろん、平常時から連携・協力していける関係づくりを目的として、意見交換を行う交流会を開催します。						
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		
	実施						→

施策②① 外国人市民の意見を施策に反映させる仕組みの導入

事業	外国人市民懇談会			担当部局	観光文化交流局
事業概要	外国人市民の現状及び課題・ニーズを把握し、名古屋市が実施する多文化共生施策に対する意見を聴取し、施策に反映させるために、外国人市民による懇談会を開催します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策②② 外国人市民の地域への参画促進

事業	多文化共生推進モデル事業			担当部局	観光文化交流局
事業概要	各区において地域のニーズを踏まえた多文化共生関連事業を、企画運営に外国人市民が参加して実施します。また、他の区においても事業を拡大していきます。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	外国人市民への町内会・自治会のしくみ啓発事業			担当部局	市民経済局
事業概要	町内会・自治会への加入を促進するため、町内会・自治会の仕組みや活動内容について紹介した「町内会・自治会加入促進チラシ」の外国語版（6言語）を作成し、区役所や名古屋国際センター等において配布します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	災害語学ボランティア制度の管理運営（再掲）			担当部局	観光文化交流局
事業概要	名古屋国際センター登録ボランティアのうち、災害語学ボランティアが、大規模災害時等において避難所等で通訳・翻訳活動を行います。平時にはボランティア研修を実施し、災害時に備えるとともにボランティア同士のネットワーク形成を促進します。 （施策②④に掲載）				

事業	新規 多文化共生推進月間（再掲）	担当部局	観光文化交流局
事業概要	多文化共生推進月間を制定し、イベントの実施や啓発ポスターの掲出等を行うことにより、市民の多文化共生に対する理解と認識を深めます。 （施策⑳に掲載）		

事業	多文化共生まちづくり事業（再掲）	担当部局	観光文化交流局
事業概要	外国人と日本人が共に多文化共生のまちづくりを考え、地域住民同士の顔の見える関係をつくる機会として、交流や外国人向け生活情報の提供を内容とするイベントを地域の関係機関・団体や区役所等と連携して行います。 （施策㉑に掲載）		

事業	外国人との共生と交流のまちづくり事業（再掲）	担当部局	中区
事業概要	日本人住民と外国人住民の共生と交流を図るため、バスケットボール大会等の交流イベントを実施します。また地域で活動する日本人、外国人、行政が相互に知り合い、情報交換する機会を設けます。 （施策㉒に掲載）		



多文化共生を進める団体交流会



外国人市民懇談会

基本施策 8

安心・安全の地域づくり

◆施策のめざす姿

外国人市民が防災や防犯に関する知識・情報を十分取得できており、自分で身を守ることができています。また、災害時の通訳・翻訳ボランティアなどが育成・ネットワーク化されており、災害時の外国人市民の支援が滞りなくできています。加えて、外国人市民自らが支援の担い手として活動できています。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28 年度)	目標値 (33 年度)
「地震や台風への備えをしている」外国人市民の割合	74.4%	80.0%

◆施策の方向

施策⑳ 災害への備えと啓発

施策㉑ 災害時の通訳・各種ボランティアの育成・支援、連携・協働

施策㉒ 災害時の外国人市民への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携

施策㉓ 防犯と交通安全の推進

◆施策を展開する事業

施策⑳ 災害への備えと啓発

事業	外国人防災啓発事業			担当部局	防災危機管理局 観光文化交流局
事業概要	外国人住民に対し、日本の災害についての情報や、災害時の身の守り方など、防災や災害についての基本的な知識を提供する啓発事業を実施します。 また、名古屋市が毎年実施する防災訓練に、名古屋国際センターに登録している災害語学ボランティアと外国人市民が参加します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	新規 災害時における指定緊急避難場所等の周知			担当部局	防災危機管理局
事業概要	指定緊急避難場所及び指定避難所や災害時の避難の仕方等を分かりやすく説明した啓発用リーフレットについて、外国語に翻訳したものを作成し、市公式ウェブサイトで案内するなど、災害時における外国人市民等の適切な避難を図ります。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				
	→				

施策②④ 災害時の通訳・各種ボランティアの育成・支援、連携・協働

事業	地域及び各団体とのネットワークづくり			担当部局	観光文化交流局
事業概要	災害発生時に地域や災害ボランティア団体・外国人支援団体など各種団体と連携し、外国人への円滑な情報提供ができるようにネットワークづくりを行います。また、平常時においても、防災啓発事業や外国人の防災関連事業への参加促進について、協働して取り組みます。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				
	→				

事業	災害語学ボランティア制度の管理運営			担当部局	観光文化交流局
事業概要	名古屋国際センター登録ボランティアのうち、災害語学ボランティアが、大規模災害時等において避難所等で通訳・翻訳活動を行います。平時にはボランティア研修を実施し、災害時に備えるとともにボランティア同士のネットワーク形成を促進します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				
	→				



外国人防災啓発事業

施策②⑤ 災害時の外国人市民への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携

事業	外国公館との連携			担当部局	観光文化交流局
事業概要	災害発生時に、外国人市民が一時避難や帰国の相談をしたり、避難や医療の支援、安否確認などの生活支援を受けたりすることができるように、外国人市民の信頼が高い外国公館へ災害情報を提供するとともに、外国公館からの問合せに対応します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	多様な手段による災害情報の提供			担当部局	観光文化交流局
事業概要	避難等に関する情報の定型文を用意するほか、「災害時多言語情報作成ツール」を活用するなどして、災害時に、ウェブサイト、ソーシャルメディア等の多様な手段によって多言語での災害情報を迅速に提供します。また、やさしい日本語による情報提供を行います。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策②⑥ 防犯と交通安全の推進

事業	防犯・交通安全に関する情報提供			担当部局	市民経済局 観光文化交流局
事業概要	学校や地域などにおいて、防犯・交通安全意識を高めるための講習会を、通訳をともない実施します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

施策方針Ⅲ 多様性を活かす社会づくり

基本施策 9 地域社会に対する意識啓発

◆施策のめざす姿

多文化共生社会に対する理解が進み、外国人の人権が尊重されるとともに、日本人市民と外国人市民の相互理解が深まっています。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28 年度)	目標値 (33 年度)
地域で国籍の異なる人と交流がある市民の割合	31.7%	40.0%

◆施策の方向

- 施策⑳ 地域住民等に対する啓発
- 施策㉑ 多文化共生の拠点と関係機関・地域との連携
- 施策㉒ 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催
- 施策㉓ 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

◆施策を展開する事業

施策㉒ 地域住民等に対する啓発

事業	新規 多文化共生推進月間			担当部局	観光文化交流局
事業概要	多文化共生推進月間を制定し、イベントの実施や啓発ポスターの掲出等を行うことにより、市民の多文化共生に対する理解と認識を深めます。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	多文化共生社会の啓発事業			担当部局	観光文化交流局
事業概要	多文化共生社会の形成促進を目的に、広報なごや、名古屋国際センター広報誌「ニック・ニュース」、「子ども版ニック・ニュース」などによる広報及びその他啓発事業を実施します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	図書館における情報提供			担当部局	教育委員会
事業概要	外国語による図書や文化を紹介した本等の外国に関連する資料の収集・配架を進めます。また、多文化共生コーナーを設置します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	人権セミナー等の実施			担当部局	市民経済局
事業概要	なごや人権啓発センター（ソレイユプラザなごや）において、市民を対象とした人権セミナー等を実施します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	多文化共生に関する講義の実施			担当部局	観光文化交流局
事業概要	市民や大学等からの要請に応じ、市職員が多文化共生をテーマに講義を行い、市民の多文化共生についての理解を深めます。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	ヘイトスピーチ解消に向けた取り組み			担当部局	市民経済局 観光文化交流局 緑政土木局 教育委員会
事業概要	本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向け、国との役割分担を踏まえ関係諸機関と連携を図りながら、的確に相談に応じるとともに、教育や啓発の充実等に努めます。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策⑳ 多文化共生の拠点と関係機関・地域との連携

事業	名古屋国際センターの運営			担当部局	観光文化交流局
事業概要	名古屋国際センターを、外国人と日本人が共に集まり、行政機関や地域などと協働して多文化共生を推進する拠点とし、市民レベルの相互理解の促進や多文化共生の担い手となる人材の育成、意識啓発などの更なる充実を図っていきます。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

事業	新規 名古屋市多文化共生推進協議会の設置			担当部局	観光文化交流局
事業概要	国や愛知県、名古屋国際センターをはじめとする関係機関、企業、NPO・ボランティア、地域などを構成員とした協議会をつくり、情報交換・連絡調整及び協議を行い、連携して多文化共生の推進に取り組みます。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	検討	実施			

事業	港区多文化共生推進協議会の運営			担当部局	港区
事業概要	港区の関係諸機関との情報交換及び連絡調整に関すること、共生を推進するための協議及び検討を行うこと、その他共生を達成するために必要なことを目的として活動します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策⑳ 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

事業	多文化共生まちづくり事業			担当部局	観光文化交流局
事業概要	外国人と日本人が共に多文化共生のまちづくりを考え、地域住民同士の顔の見える関係をつくる機会として、交流や外国人向け生活情報の提供を内容とするイベントを地域の関係機関・団体や区役所等と連携して行います。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	外国人との共生と交流のまちづくり事業			担当部局	中区
事業概要	日本人住民と外国人住民の共生と交流を図るため、バスケットボール大会等の交流イベントを実施します。また地域で活動する日本人、外国人、行政が相互に知り合い、情報交換する機会を設けます。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	留学生の区民まつりへの参加			担当部局	昭和区
事業概要	区内の大学の留学生が地域住民との交流を図り、相互理解を深めるため、区民まつりにおいてブース出展を行います。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	外国人研究者・留学生と地域との交流			担当部局	名古屋市立大学
事業概要	外国人研究者・留学生を講師として小学校などの地域に派遣するなど、地域との交流を通じて、多文化共生の推進と地域の国際化に寄与します。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施				

施策③⑩ 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

事業	NIC（ニック）地球市民教室の活用			担当部局	観光文化交流局
事業概要	地域における多文化共生の重要な担い手である在住外国人を講師として登録し、学校や地域において日本語による母国の紹介等を行う「NIC 地球市民教室」を通して、外国人講師と市民の国際交流とともに、多様な背景をもつ外国人市民についての理解を促進します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施 →				



NIC（ニック）地球市民教室

基本施策 10

多様性を活かした都市の活性化

◆施策のめざす姿

誰もが自分の持つ能力を発揮でき、それぞれが持っている多様性を活かして活躍しています。

◆施策の達成目標

指標	現状値 (28 年度)	目標値 (33 年度)
現在の名古屋市での生活に満足している外国人市民の割合	89.2%	95.0%

◆施策の方向

施策⑳ 留学生・外国人材の能力を活かす場づくり

施策㉑ 多文化共生の担い手となる人材育成

施策㉒ 多様性を活かした名古屋の魅力向上と情報発信

◆施策を展開する事業

施策⑳ 留学生・外国人材の能力を活かす場づくり

事業	国際留学生会館の運営			担当部局	観光文化交流局
事業概要	愛知県内の大学等に在学する留学生に宿舎施設を提供します。留学生を対象に日本文化を紹介する講座を開催し、留学生を講師とする市民を対象とした外国語講座を開催します。また、愛知県内の団体や市民からの要望により、地域の各種行事に参加することで、留学生と市民の交流を進めます。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	なごや留学生フレンドシップ事業			担当部局	観光文化交流局
事業概要	留学先としての名古屋の魅力をPRして留学生を誘致します。また、名古屋での留学生生活を充実させるためのイベントなどを開催し、留学生を支援します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	市立大学における留学生の受入・支援			担当部局	名古屋市立大学
事業概要	市立大学において各国からの留学生を受入れ、外国人留学生特別指導員（チューター）の配置や宿舍の提供等により支援を行います。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

施策③② 多文化共生の担い手となる人材育成

事業	グローバル人材の育成・支援			担当部局	観光文化交流局
事業概要	在住外国人も含めた若年層を対象に、セミナー等を通じて世界に広く視野を広げ多様性を尊重する「グローバル人材」を育成するとともに、その活動を支援します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	外国人児童・生徒サポーターの育成（再掲）	担当部局	観光文化交流局
事業概要	主に外国につながる子どもの教育支援に携わる関係者（教員、日本語指導員、通訳、ボランティアなど）が、関係機関と連携し幅広い視点で活動できるよう、専門家の講義や情報共有等の機会を提供します。（施策⑩に掲載）		

事業	日本語ボランティア活動の促進（再掲）	担当部局	観光文化交流局
事業概要	日本語学習支援者及び多文化共生の担い手を育成することを目的に、日本語学習支援活動に携わるボランティアに情報交換や連携の機会を提供します。（施策⑤に掲載）		

施策③③ 多様性を活かした名古屋の魅力向上と情報発信

事業	新規 都市魅力の向上・発信			担当部局	観光文化交流局
事業概要	名古屋の国際的な認知度・魅力度や都市イメージの向上を図り、ひいては交流人口の増加を図るとともに、多言語での情報発信の充実により、外国人市民を含めた市民の名古屋に対する誇りや愛着を醸成・高揚します。				
事業計画	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
	実施				

事業	新規 外国人市民と協働した情報発信			担当部局	観光文化交流局
事業概要	外国人目線で名古屋の魅力を発掘し、在住外国人のネットワークを活用するなど海外に情報発信することで、名古屋の知名度向上、外国人の名古屋への誘客を図ります。 また、在住外国人の母国の文化、歴史、観光情報等を市民に伝える機会をつくり、相互理解を深めるとともに、海外渡航を促進することで、交流人口の拡大を図ります。				
事業計画	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	実施 →				



グローバル人材の育成・支援

資料編

資料 1	策定経過	5 7
資料 2	名古屋市外国人住民統計	5 8
1	名古屋市の外国人住民数の推移	5 8
2	各区の主な国籍別外国人住民数	6 0
3	名古屋市の在留資格別外国人住民数	6 1
4	名古屋市の日本人住民、外国人住民の年齢別構成比	6 4
資料 3	日本語指導が必要な児童生徒数	6 5
資料 4	第 1 次プラン施策の成果目標と結果	6 6
資料 5	平成 27 年名古屋市外国人市民アンケート	6 7
資料 6	多文化共生推進団体アンケート・ヒアリング調査	7 8
資料 7	なごや多文化共生まちづくり会議	8 0
資料 8	平成 28 年度第 1 回市政アンケート	8 2
資料 9	名古屋市外国人市民懇談会	8 7
資料 10	多文化共生を進める団体交流会	8 9
資料 11	第 2 次名古屋市多文化共生推進プラン有識者懇談会	9 1
資料 12	パブリックコメント	9 4
資料 13	用語解説	9 5

資料 1
策定経過

年 月	開催・実施事項
平成 27 年 10 月 14 日～11 月 4 日	平成 27 年名古屋市外国人市民アンケート
10 月 15 日～ 平成 28 年 1 月 21 日	多文化共生推進団体アンケート・ヒアリング調査
平成 28 年 1 月 7 日～1 月 10 日	なごや多文化共生まちづくり会議
4 月 15 日	第 1 回名古屋市国際化推進会議幹事会
5 月 20 日	第 1 回第 2 次名古屋市多文化共生推進プラン有識者懇談会
5 月 24 日	第 1 回多文化共生を進める団体交流会
6 月 13 日	第 2 回多文化共生を進める団体交流会
7 月 5 日～7 月 19 日	平成 28 年度第 1 回市政アンケート
7 月 19 日	第 3 回多文化共生を進める団体交流会
7 月 22 日	第 1 回名古屋市外国人市民懇談会
7 月 25 日	第 1 回名古屋市国際化推進会議多文化共生推進部会
7 月 27 日	第 2 回第 2 次名古屋市多文化共生推進プラン有識者懇談会
8 月 4 日～8 月 23 日	地域団体等への説明
8 月 23 日	第 4 回多文化共生を進める団体交流会
10 月 18 日	第 5 回多文化共生を進める団体交流会
10 月 27 日	第 2 回名古屋市国際化推進会議多文化共生推進部会
11 月 4 日	第 2 回名古屋市外国人市民懇談会
12 月 2 日	第 3 回第 2 次名古屋市多文化共生推進プラン有識者懇談会
12 月 6 日	第 2 回名古屋市国際化推進会議幹事会
12 月 12 日	第 1 回名古屋市国際化推進会議
平成 29 年 1 月 12 日～2 月 12 日	パブリックコメント
1 月 14 日	第 6 回多文化共生を進める団体交流会
2 月 1 日	第 3 回名古屋市外国人市民懇談会
3 月 3 日	第 3 回名古屋市国際化推進会議多文化共生推進部会
3 月 8 日	第 4 回第 2 次名古屋市多文化共生推進プラン有識者懇談会
3 月 10 日	第 3 回名古屋市国際化推進会議幹事会
3 月 24 日	第 2 回名古屋市国際化推進会議

資料 2

名古屋市外国人住民統計

1 名古屋市の外国人住民数の推移 (各年 12 月末現在) ※市内人口は各年 1 月 1 日現在の推計人口 (人)

	中国	韓国・ 朝鮮	フィ リ ピン	ベト ナム	ブラ ジル	ネパ ール	米国	台湾	インド ネシア	ペルー	その他	合計	市内 人口	外国人 割合
平成 元年	2,680	27,428	853	20	177		809			9	1,401	33,377	2,151,777	1.55%
2 年	3,392	27,188	1,115	20	1,318		955			104	1,650	35,742	2,156,570	1.66%
3 年	4,203	26,888	1,486	19	3,747		1,199			452	2,064	40,058	2,160,495	1.85%
4 年	5,370	26,782	1,606	17	4,741		1,168			631	2,451	42,766	2,162,375	1.98%
5 年	5,995	26,440	1,772	16	4,726		1,108			743	2,667	43,467	2,158,546	2.01%
6 年	6,470	25,926	2,038	19	4,062		1,056			624	2,913	43,108	2,153,195	2.00%
7 年	6,781	25,208	2,072	27	3,849		1,008			579	3,018	42,542	2,151,806	1.98%
8 年	7,228	24,583	2,271	44	4,215		1,089			585	3,227	43,242	2,152,656	2.01%
9 年	7,590	24,101	2,541	51	4,805		1,150			591	3,652	44,481	2,156,257	2.06%
10 年	8,097	23,722	2,851	75	4,349		1,167			593	4,000	44,854	2,162,827	2.07%
11 年	8,829	23,599	3,187	94	4,254		1,072			590	4,367	45,992	2,168,841	2.12%
12 年	10,069	23,353	3,873	126	4,528		1,070			618	4,836	48,473	2,173,003	2.23%
13 年	11,544	23,051	4,450	178	4,775		1,046			676	5,300	51,020	2,179,473	2.34%
14 年	12,996	22,800	5,238	255	4,735		1,130			703	6,025	53,882	2,187,783	2.46%
15 年	14,068	22,264	5,704	345	4,856		1,187			737	6,548	55,709	2,194,928	2.54%
16 年	14,904	21,905	6,849	406	5,243		1,180			760	6,861	58,108	2,204,496	2.64%
17 年	16,215	21,691	6,307	509	5,821		1,238		514	805	6,746	59,846	2,215,498	2.70%
18 年	17,271	21,383	6,425	605	5,989	336	1,363		410	846	6,432	61,060	2,226,054	2.74%
19 年	19,552	21,217	6,842	806	6,213	452	1,439		465	891	7,057	64,934	2,239,464	2.90%
20 年	21,352	20,934	7,129	1,003	6,187	624	1,619		501	922	7,336	67,607	2,250,234	3.00%
21 年	22,670	20,433	7,378	1,029	5,740	737	1,613		490	962	7,504	68,556	2,258,804	3.04%
22 年	23,250	19,928	7,449	1,042	5,016	846	1,591		510	892	7,479	68,003	2,265,112	3.00%
23 年	23,630	19,313	7,563	1,114	4,589	1,001	1,512		510	862	7,790	67,884	2,266,765	2.99%
24 年	23,047	18,744	7,140	1,310	3,977	1,168	1,384	465	502	804	6,982	65,523	2,268,072	2.89%
25 年	22,616	18,345	7,294	1,757	3,698	1,412	1,473	709	483	802	7,140	65,729	2,272,075	2.89%
26 年	21,469	17,940	7,502	2,645	3,662	1,756	1,494	830	539	812	6,800	65,449	2,277,595	2.87%
27 年	21,293	17,540	7,905	3,951	3,609	2,228	1,497	971	693	820	7,186	67,693	2,286,345	2.96%
28 年	22,056	17,192	8,441	5,550	3,787	3,390	1,674	1,030	820	800	7,943	72,683	2,307,307	3.15%

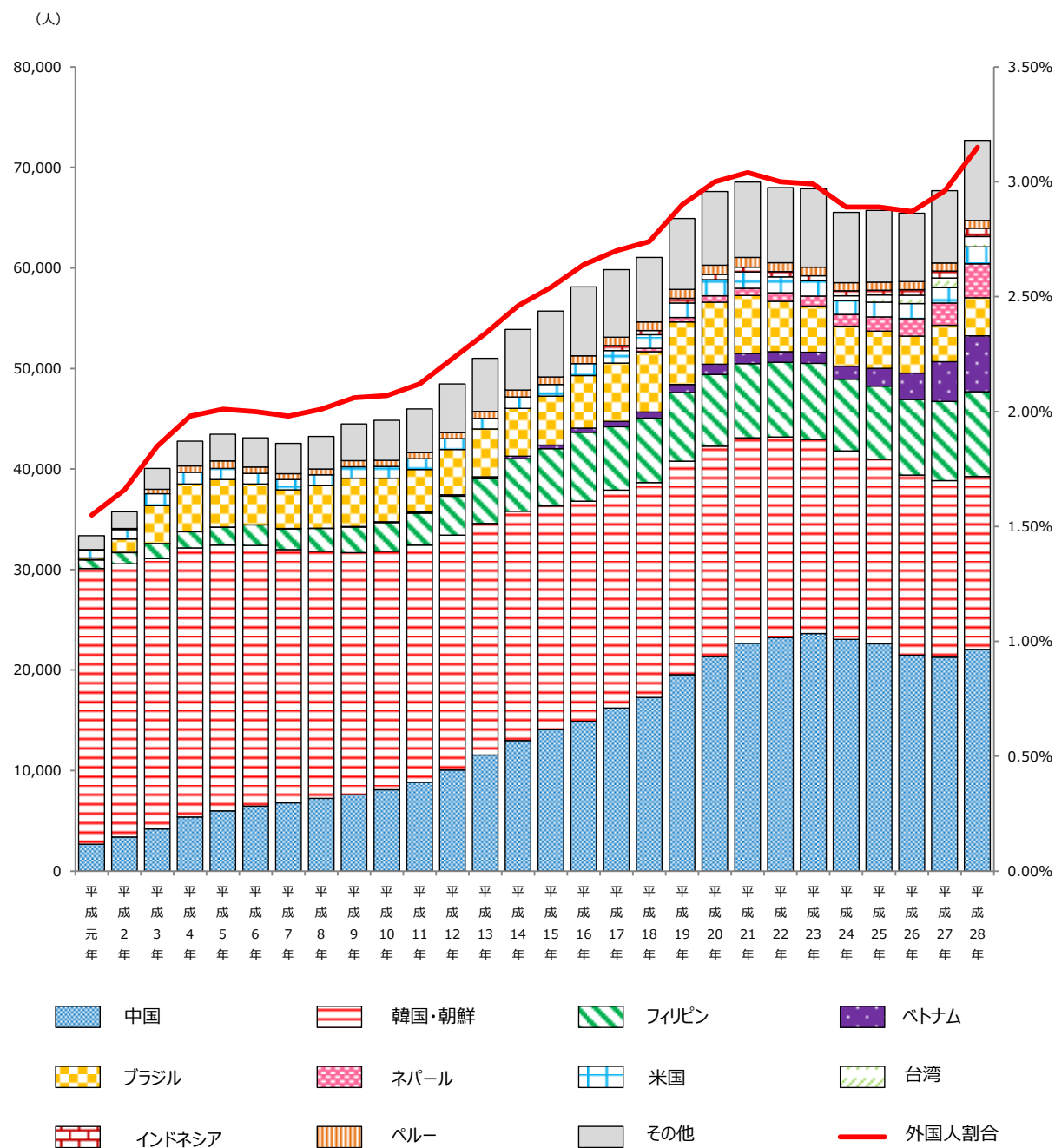
※名古屋市市民経済局住民課（外国人人口）・名古屋市総務局統計課（市内人口）調べ

※平成 23 年末以前の数は、外国人登録者数のうち、中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数。平成 24 年末以降の数は、住民基本台帳に登録された外国人の数。

※ネパールに関しては平成 17 年まで、インドネシアに関しては平成 16 年まで「その他」に計上。

※台湾の権限のある機関が発行した旅券等を所持する者は、平成 24 年 7 月 8 日までは外国人登録証明書の「国籍等」欄に「中国」の表記がなされていたため、「中国」に計上していたが、同年 7 月 9 日以降は、在留カード等の「国籍・地域」欄に「台湾」の表記がなされており、「台湾」の表記がなされた在留カード等の交付を受けた者を「台湾」に計上。

名古屋市の外国人住民数の推移



名古屋市外国人住民統計

詳細は、下記 URL（名古屋市公式ウェブサイト）を参照

<http://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000080856.html>

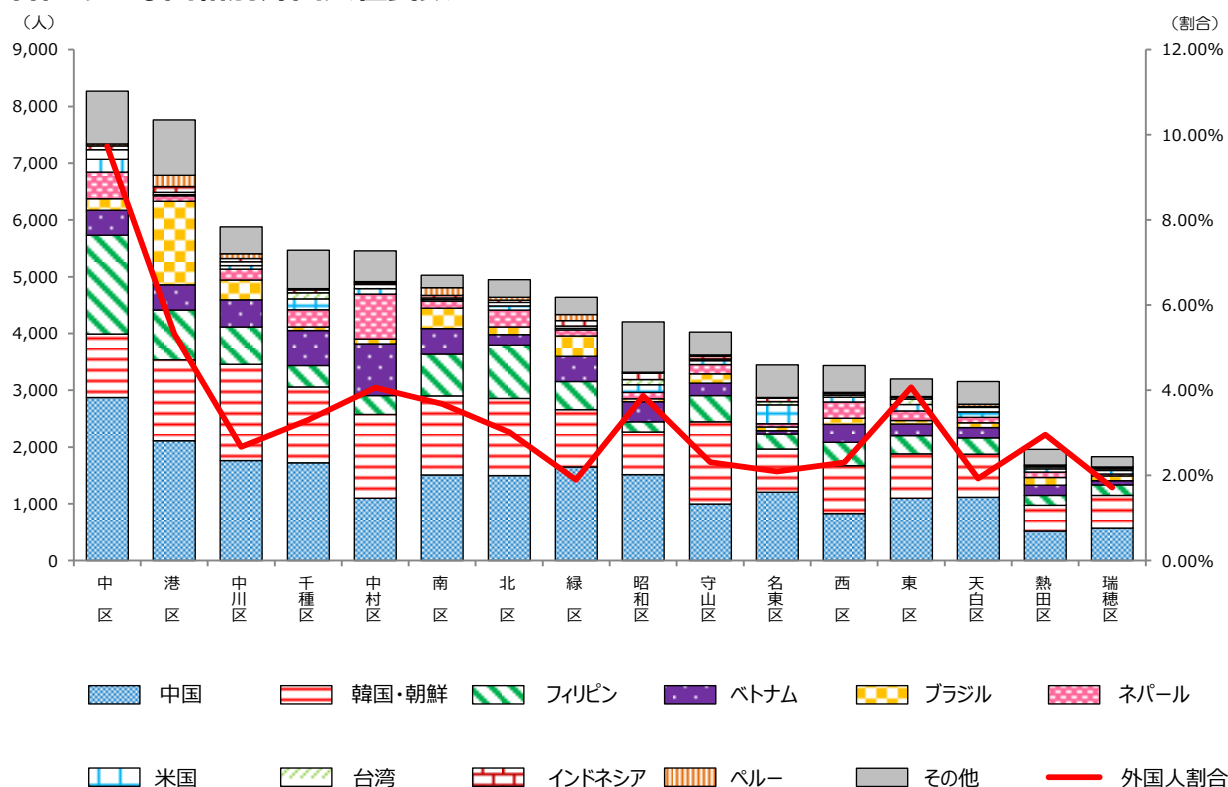
2 各区の主な国籍別外国人住民数（平成 28 年 12 月末現在）

	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ベトナム	ブラジル	ネパール	米国	台湾	インドネシア	ペルー	その他	合計	区内人口	外国人割合
中 区	2,873	1,117	1,740	439	207	467	225	170	65	35	933	8,271	84,987	9.73%
港 区	2,109	1,428	877	445	1,471	96	22	41	100	196	977	7,762	145,851	5.32%
中川区	1,759	1,698	655	478	350	192	66	66	58	81	473	5,876	220,374	2.67%
千種区	1,720	1,336	378	619	61	304	190	110	48	25	677	5,468	165,493	3.30%
中村区	1,098	1,474	335	908	86	794	97	70	26	25	540	5,453	134,249	4.06%
南 区	1,506	1,396	735	449	362	123	25	29	44	137	218	5,024	136,495	3.68%
北 区	1,495	1,362	936	183	137	298	73	62	41	49	310	4,946	163,744	3.02%
緑 区	1,651	1,009	494	447	354	107	28	40	95	105	306	4,636	243,751	1.90%
昭和区	1,514	750	180	355	48	115	136	92	108	18	889	4,205	108,569	3.87%
守山区	997	1,445	463	222	160	166	65	28	56	18	402	4,022	174,183	2.31%
名東区	1,204	761	267	54	69	55	333	54	63	14	575	3,449	165,392	2.09%
西 区	827	843	415	311	111	289	83	34	27	22	474	3,436	149,670	2.30%
東 区	1,098	781	321	207	61	165	115	96	31	13	311	3,199	78,554	4.07%
天白区	1,114	762	287	180	86	93	99	76	20	34	401	3,152	163,524	1.93%
熱田区	521	452	175	180	136	96	54	35	16	15	276	1,956	66,019	2.96%
瑞穂区	570	578	183	73	88	30	63	27	22	13	181	1,828	106,452	1.72%

※名古屋市市民経済局住民課（外国人人口）・名古屋市総務局統計課（区内人口）調べ

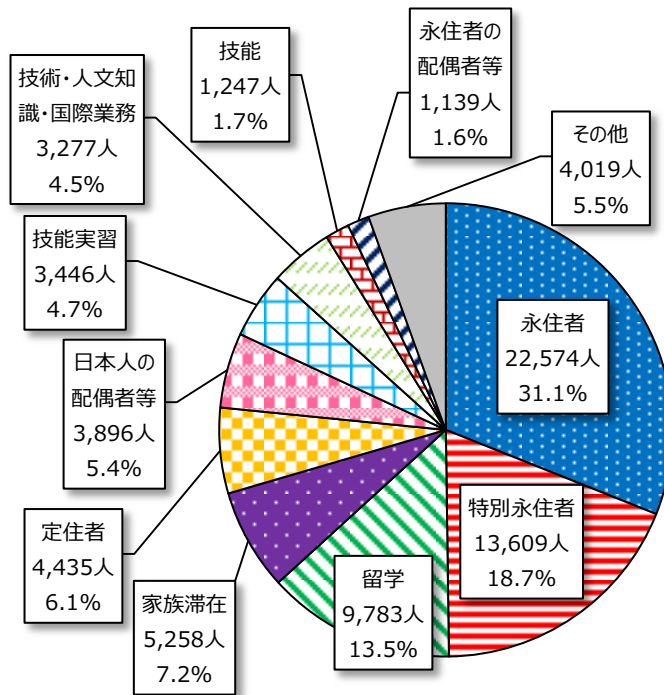
※区内人口は平成 29 年 1 月 1 日現在の推計人口

各区の主な国籍別外国人住民数



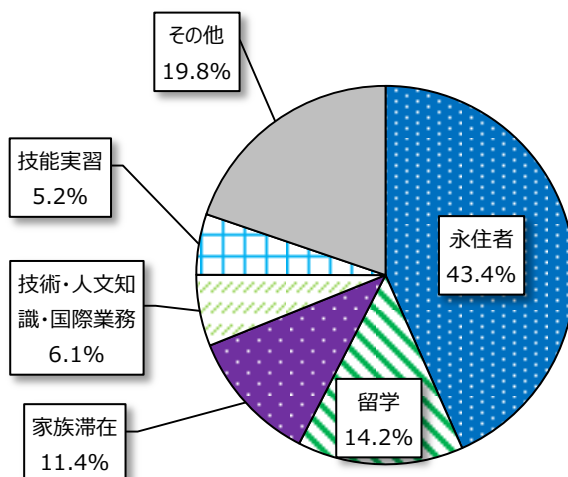
3 名古屋市の在留資格別外国人住民数

①在留資格別外国人住民数（総数）



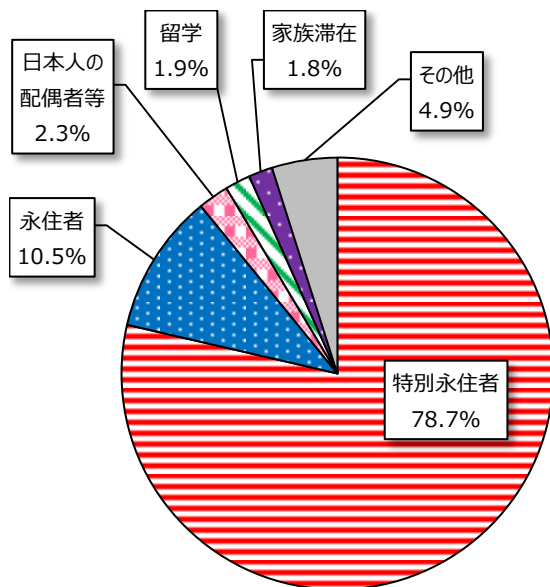
永住者	22,574 人 (31.1%)
特別永住者	13,609 人 (18.7%)
留学	9,783 人 (13.5%)
家族滞在	5,258 人 (7.2%)
定住者	4,435 人 (6.1%)
日本人の配偶者等	3,896 人 (5.4%)
技能実習	3,446 人 (4.7%)
技術・人文知識・国際業務	3,277 人 (4.5%)
技能	1,247 人 (1.7%)
永住者の配偶者等	1,139 人 (1.6%)
その他	4,019 人 (5.5%)
計	72,683 人 (100%)

②在留資格別外国人住民数（中国）



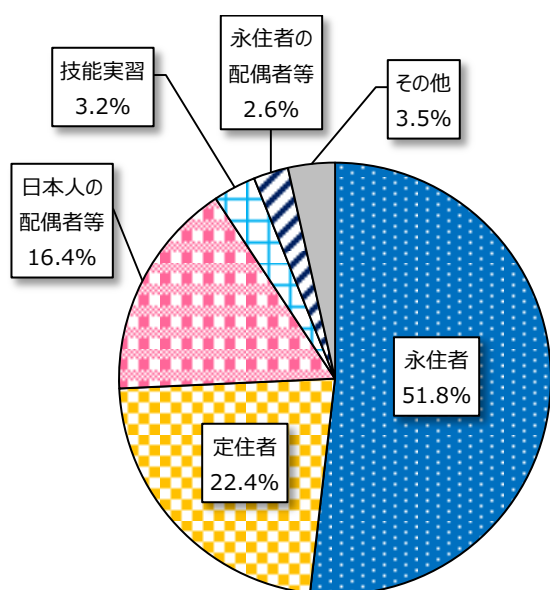
永住者	9,562 人 (43.4%)
留学	3,122 人 (14.2%)
家族滞在	2,506 人 (11.4%)
技術・人文知識・国際業務	1,353 人 (6.1%)
技能実習	1,151 人 (5.2%)
その他	4,362 人 (19.8%)
計	22,056 人 (100%)

③在留資格別外国人住民数（韓国・朝鮮）



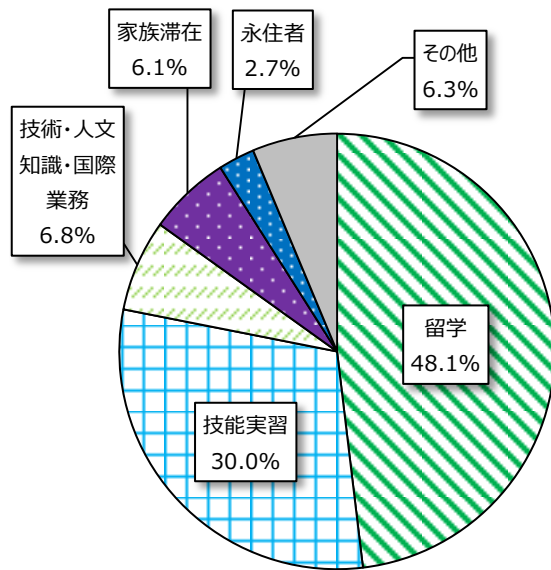
特別永住者	13,526 人（78.7%）
永住者	1,797 人（10.5%）
日本人の配偶者等	388 人（2.3%）
留学	334 人（1.9%）
家族滞在	306 人（1.8%）
その他	841 人（4.9%）
計	17,192 人（100%）

④在留資格別外国人住民数（フィリピン）



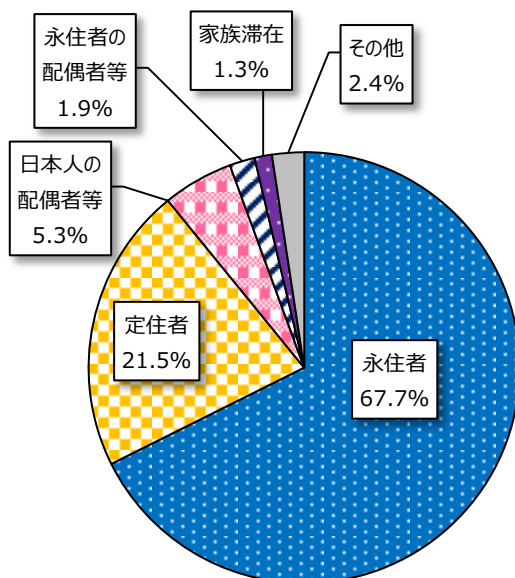
永住者	4,376 人（51.8%）
定住者	1,895 人（22.4%）
日本人の配偶者等	1,384 人（16.4%）
技能実習	272 人（3.2%）
永住者の配偶者等	218 人（2.6%）
その他	296 人（3.5%）
計	8,441 人（100%）

⑤在留資格別外国人住民数（ベトナム）



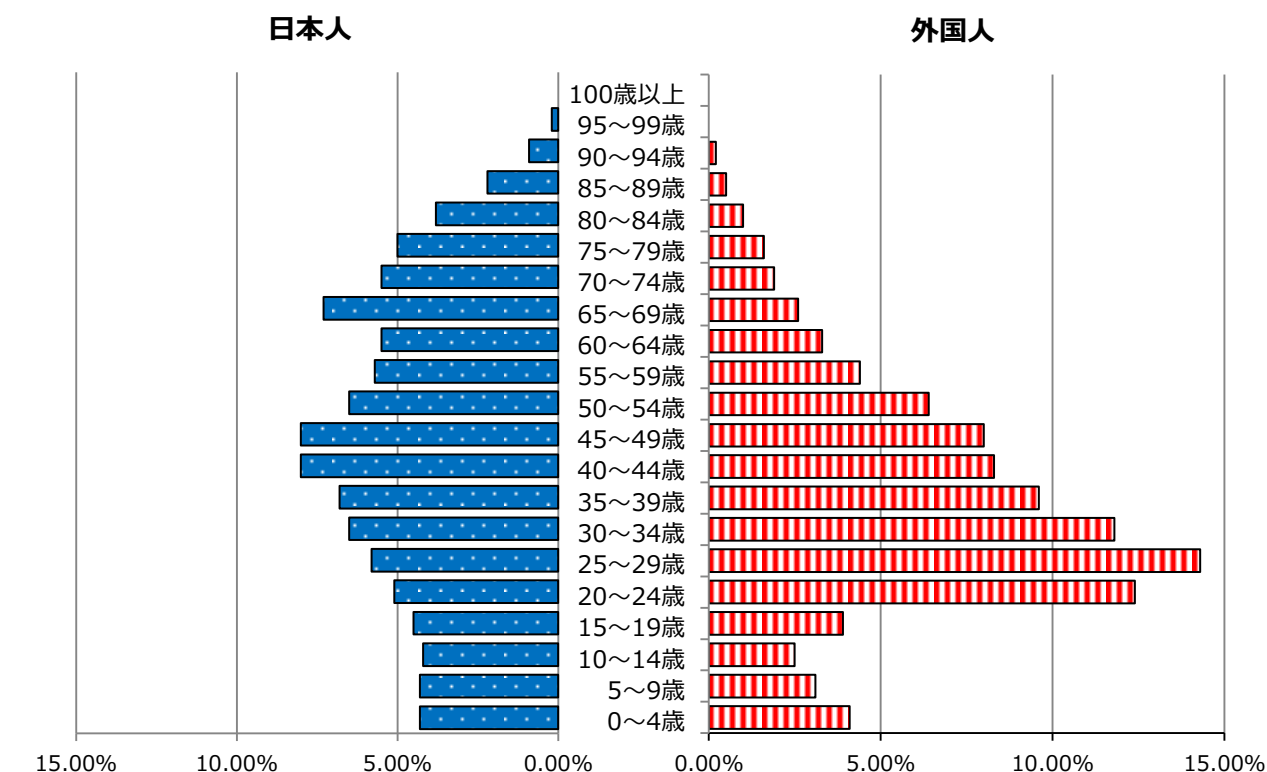
留学	2,671 人 (48.1%)
技能実習	1,666 人 (30.0%)
技術・人文知識・国際業務	378 人 (6.8%)
家族滞在	337 人 (6.1%)
永住者	148 人 (2.7%)
その他	350 人 (6.3%)
計	5,550 人(100%)

⑥在留資格別外国人住民数（ブラジル）



永住者	2,565 人 (67.7%)
定住者	813 人 (21.5%)
日本人の配偶者等	199 人 (5.3%)
永住者の配偶者等	73 人 (1.9%)
家族滞在	48 人 (1.3%)
その他	89 人 (2.4%)
計	3,787 人(100%)

4 名古屋市の日本人住民、外国人住民の年齢別構成比（平成 29 年 1 月 1 日現在）



	年齢	0～4 歳	5～9 歳	10～14 歳	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳
日本人	人口	95,041	94,717	92,334	98,630	113,174	128,112	142,559	149,568
	構成比	4.3%	4.3%	4.2%	4.5%	5.1%	5.8%	6.5%	6.8%
外国人	人口	3,006	2,273	1,846	2,846	8,997	10,370	8,543	6,967
	構成比	4.1%	3.1%	2.5%	3.9%	12.4%	14.3%	11.8%	9.6%

	年齢	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳
日本人	人口	177,062	176,106	142,922	125,552	122,128	160,207	120,655	109,276
	構成比	8.0%	8.0%	6.5%	5.7%	5.5%	7.3%	5.5%	5.0%
外国人	人口	6,007	5,834	4,655	3,197	2,385	1,920	1,391	1,187
	構成比	8.3%	8.0%	6.4%	4.4%	3.3%	2.6%	1.9%	1.6%

	年齢	80～84 歳	85～89 歳	90～94 歳	95～99 歳	100 歳以上
日本人	人口	83,246	48,082	20,500	5,345	776
	構成比	3.8%	2.2%	0.9%	0.2%	0.0%
外国人	人口	748	331	131	36	5
	構成比	1.0%	0.5%	0.2%	0.0%	0.0%

※公簿人口に基づく。名古屋市総務局統計課調べ。

※割合は小数点第 1 位以下を四捨五入しているため、合計が 100%にならない。

資料 3**日本語指導が必要な児童生徒数**

年 度	小学校	中学校	合 計
平成 24 年度	1,027 名	341 名	1,368 名
平成 25 年度	1,095 名	341 名	1,436 名
平成 26 年度	1,257 名	367 名	1,624 名
平成 27 年度	1,400 名	427 名	1,827 名
平成 28 年度	1,507 名	466 名	1,973 名

※名古屋市教育委員会調べ 各年 5 月 1 日現在。

資料 4

第 1 次プラン施策の成果目標と結果

指 標	当初値	目標値	結果値	当初差	目標差
名古屋市の生活情報の入手先が「名古屋市の機関である」外国人市民の割合	57.6%	66.0%	42.3%	▲15.3%	▲23.7%
市政ガイダンスの実施回数	年 2 回	年 12 回	年 12 回	10 回	±0 回
日本語能力が「日常会話ができる」以上の外国人市民の割合	66.2%	79.0%	64.0%	▲2.2%	▲15.0%
初期日本語集中教室の教室数	1 教室	3 教室	2 教室	1 教室	▲1 教室
「地震や台風への備えを特にしていない」外国人市民の割合	36.4%	27.0%	24.6%	11.8%	2.4%
防災研修に参加したボランティアの人数	46 人	64 人	82 人	36 人	18 人
「家を見つけるときに困ったことは特にない」外国人市民の割合	53.2%	65.0%	55.5%	2.3%	▲9.5%
「現在住んでいる住宅に満足している」外国人市民の割合	69.1%	71.0%	80.1%	11.0%	9.1%
「教育で困っていることは特にない」外国人市民の割合	42.4%	60.0%	43.5%	1.1%	▲16.5%
母語学習協力員の人数	11 人	20 人	26 人	15 人	6 人
日本での生活で困っていることが、「仕事が見つからない」である外国人の割合	19.1%	9.0%	10.1%	9.0%	▲1.1%
外国人労働者の労働環境に関するセミナーの参加者数	170 人	345 人	250 人	80 人	▲95 人
日本での生活で困っていることが、「母国語の通じる病院・クリニックがどこにあるかわからない」または「病院・クリニックを受診するときの通訳が見つからない」である外国人市民の割合	40.7%	15.0%	42.6%	▲1.9%	▲27.6%
外国人ママの子育て教室の参加者数	20 人	35 人	88 人	68 人	53 人
「『多文化共生』という言葉を知っている」市民の割合	29.1%	50.0%	30.2%	1.1%	▲19.8%
「名古屋国際センターを知っている」外国人市民の割合	48.8%	54.0%	53.0%	4.2%	▲1.0%
「地域活動に参加している」外国人市民の割合	42.2%	65.0%	43.2%	1.0%	▲21.8%
多文化共生推進モデル事業の実施事業数	—	5 事業	5 事業	5 事業	0 事業

日本人市民と外国人市民がともに暮らしやすいまちづくりを進めるために、外国人市民の現状及び課題、ニーズを把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

1 調査対象者

平成 27 年 8 月 10 日現在において、名古屋市に住民登録をしている 20 歳以上の外国人で、出入国管理及び難民認定法に定める別表第一から第一の五及び別表第二の在留資格を有するもの等から無作為抽出した 5,000 人

2 調査方法と期間

郵送調査法（調査票を郵送し、後日記入済みの調査票を返送する。）

平成 27 年 10 月 14 日（水）～11 月 4 日（水） 22 日間

3 回収率

対象者 5,000 人中の回収率 37.5%（対象者数 5,000 人中 1,876 人）

実質回収率 38.8%（実対象者数※4,836 人中 1,876 人）

※対象者数から転居先不明で郵送不能を除いたもの

4 その他

英語、中国語、ハングル、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語とふりがな付き日本語対訳の調査票を使用した。

言語は、外国人住民数の多い国籍の母国語順に、上位 7 カ国語を選んだ。

パーセントについては、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出したため、合計が 100%にならないことがある。

複数回答の図表は[MA]と表示し、比率の合計は 100.0%を超える。

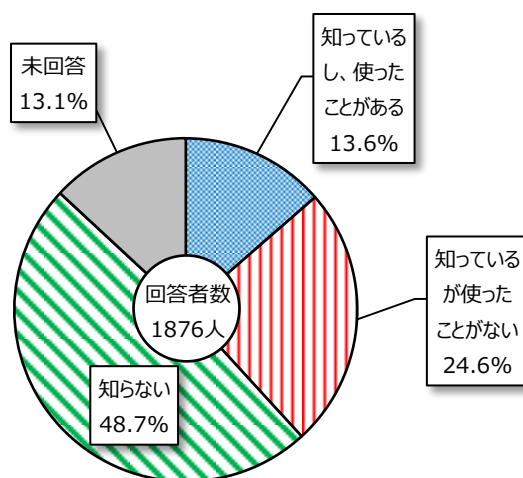
5 平成 27 年名古屋市外国人市民アンケート結果

詳細は、下記 URL（名古屋市公式ウェブサイト）を参照

<http://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000080743.html>

6 調査結果（抜粋）

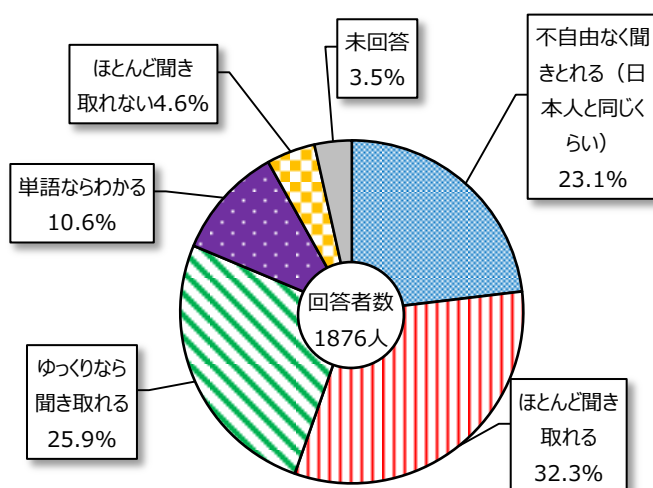
問 2 あなたは「名古屋生活ガイド」を知っていますか、また使ったことはありますか。



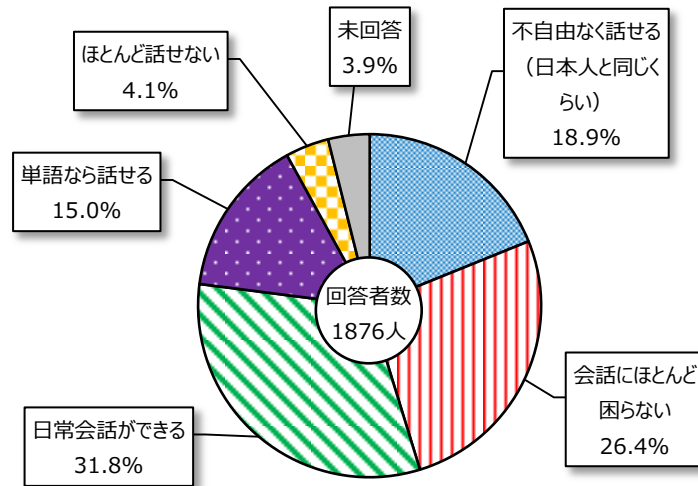
関連の深い施策・・・基本施策 1

問 32 あなたの日本語能力について、お聞きします。

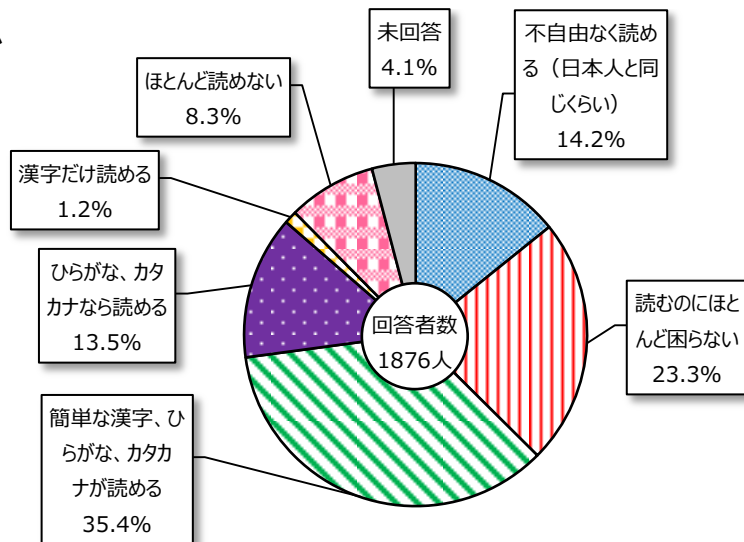
1) 聞く



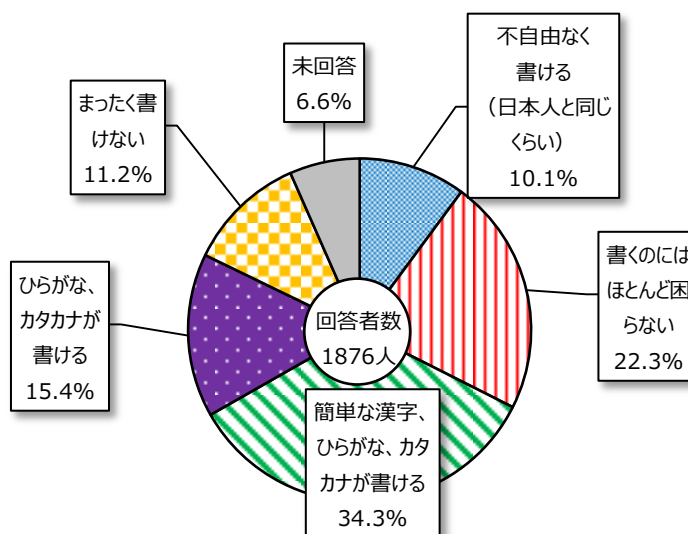
2) 話す



3) 読む



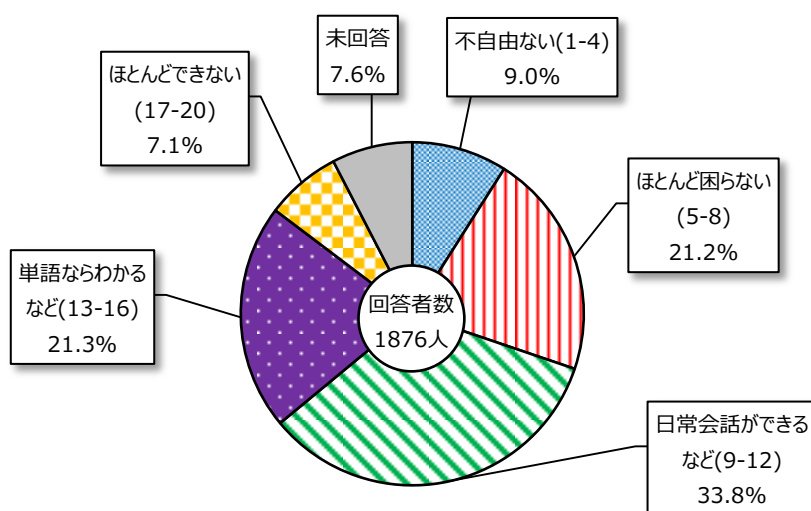
4) 書く



日本語能力(得点合計)

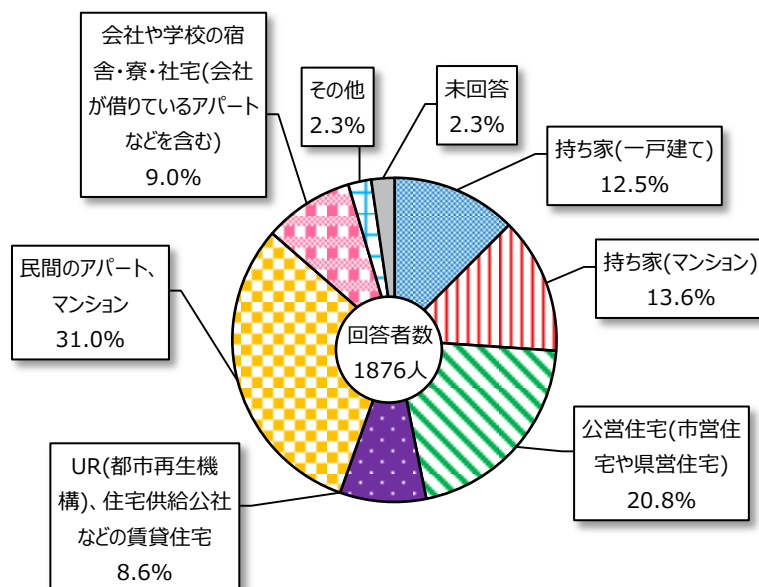
問 32-1～4 の回答を選択肢 1 の「不自由ない」を 1 点、選択肢 2 の「ほとんど困らない」を 2 点、選択肢 3 を 3 点、選択肢 4 を 4 点、選択肢 5 の「ほとんどできない」を 5 点として合計した。問 32-3 については「ひらがな、カタカナなら読める」と「漢字だけ、読める」を共に 4 点とした。

()内に得点合計を示した。得点合計が大きいほど、日本語の不自由が多く、小さいほど日本語能力が高いことを示す。

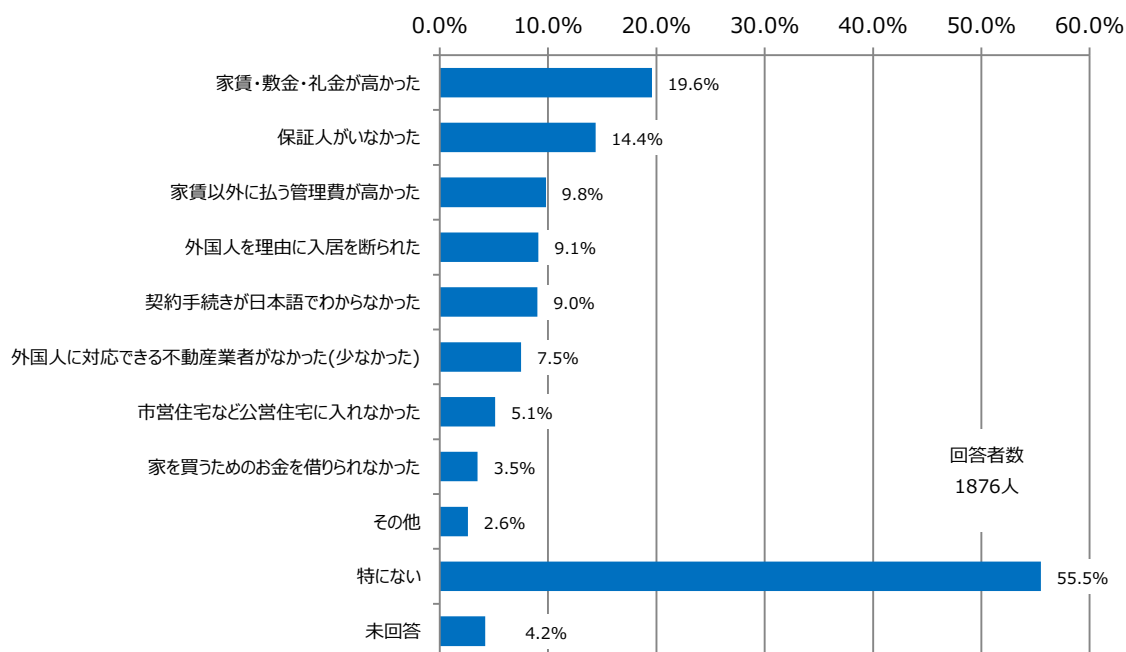


関連の深い施策・・・基本施策 2

問 6 あなたは、現在どのような家に住んでいますか。

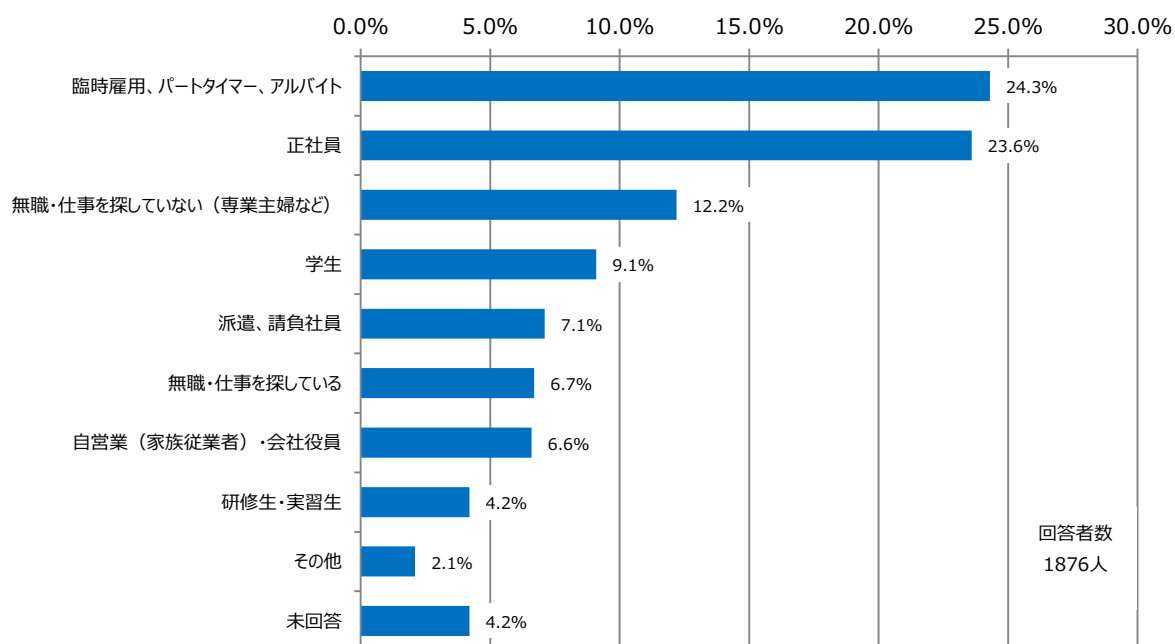


問 8 あなたは、現在お住まいの家を見つける時に、困ったことはありますか。[MA]

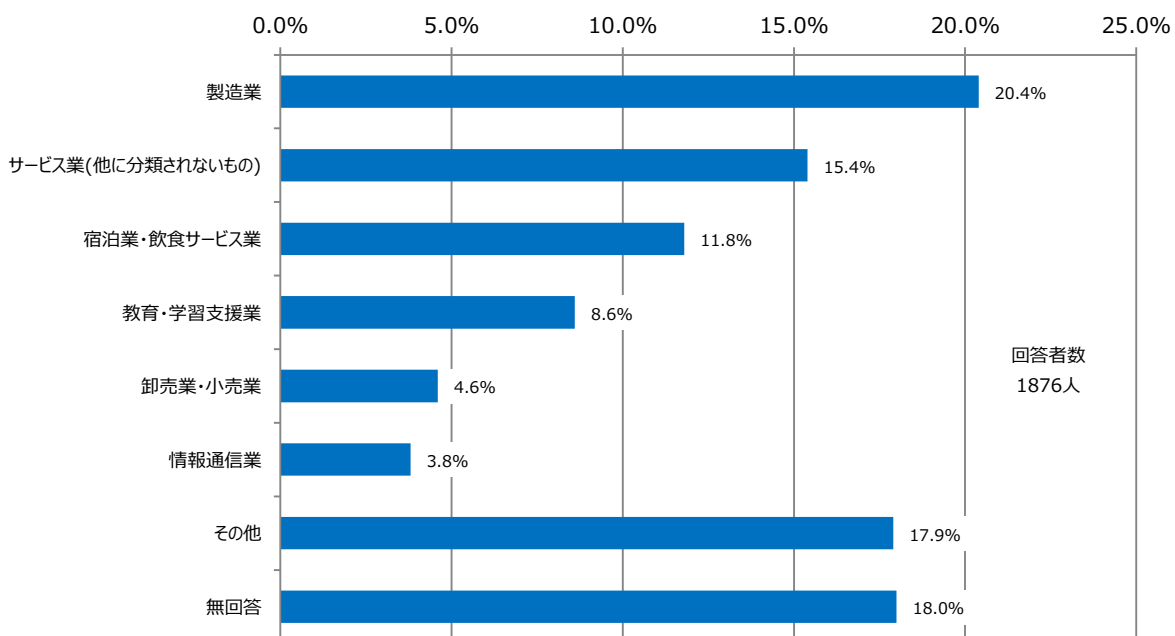


関連の深い施策・・・基本施策3

問 30 あなたの、現在の仕事は、どういう雇われ方ですか。

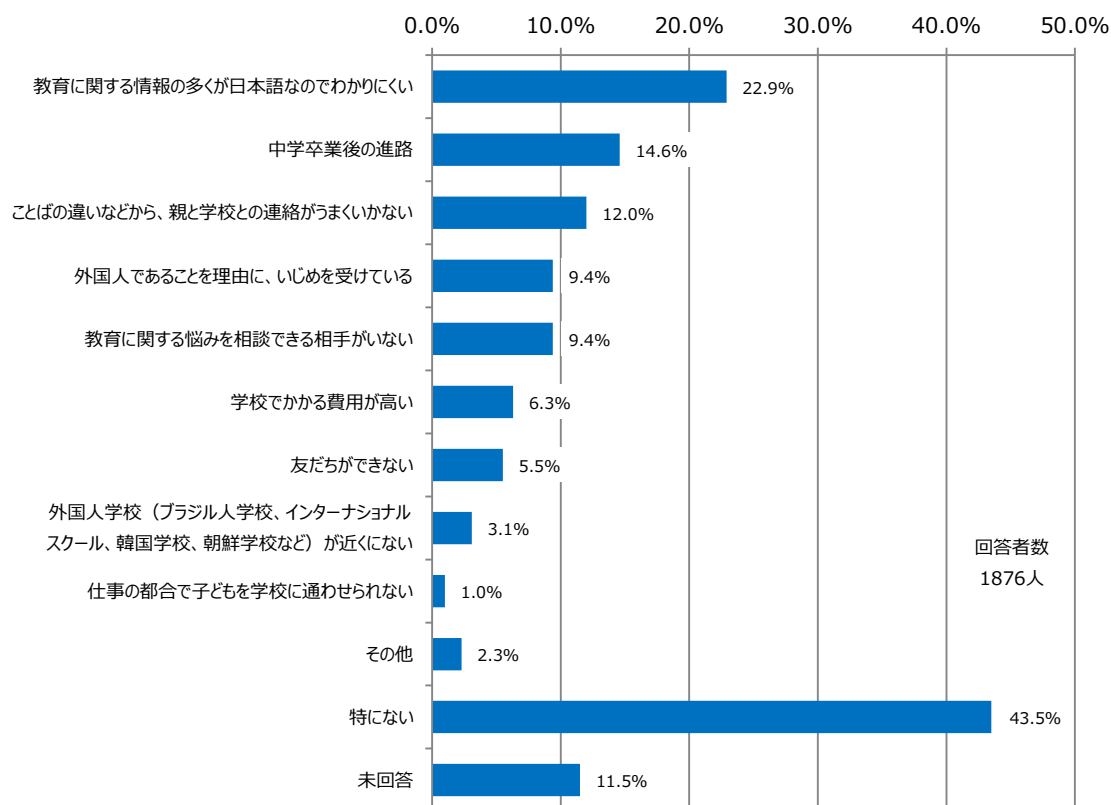


問 31 現在、どのような仕事（業種）に就いていますか。[MA]

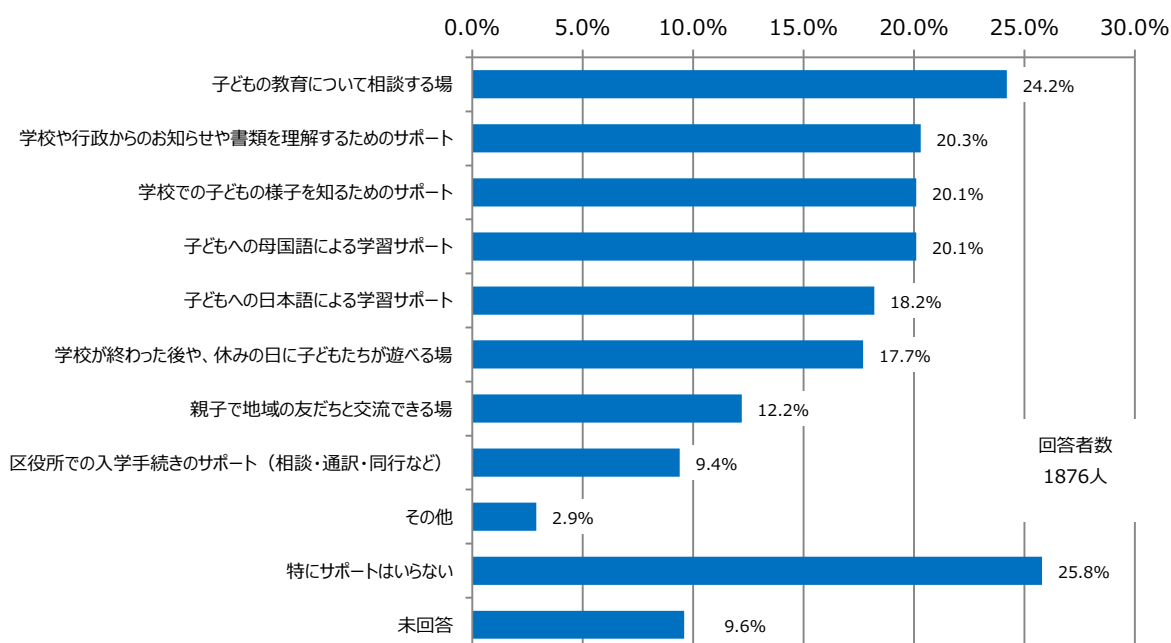


関連の深い施策・・・基本施策 4

問 18-2 あなたはお子さんの教育に関して、困っていることはありますか。[MA]

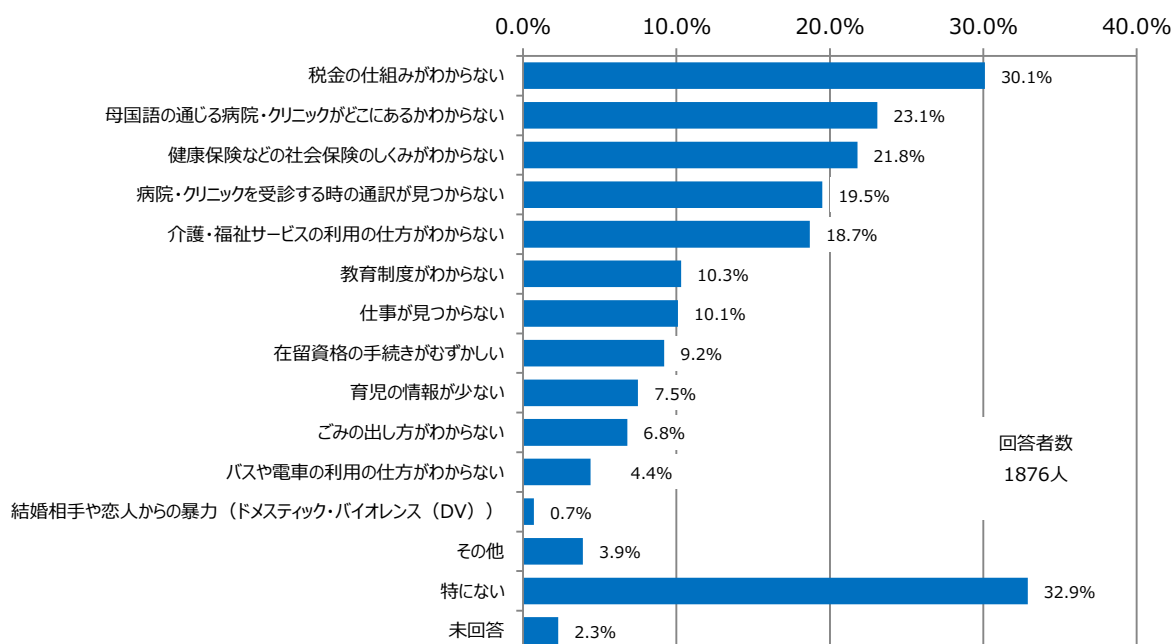


問 18-3 あなたはお子さんの教育に関して、どんなサポートがあったら利用したいと思いますか。[MA]



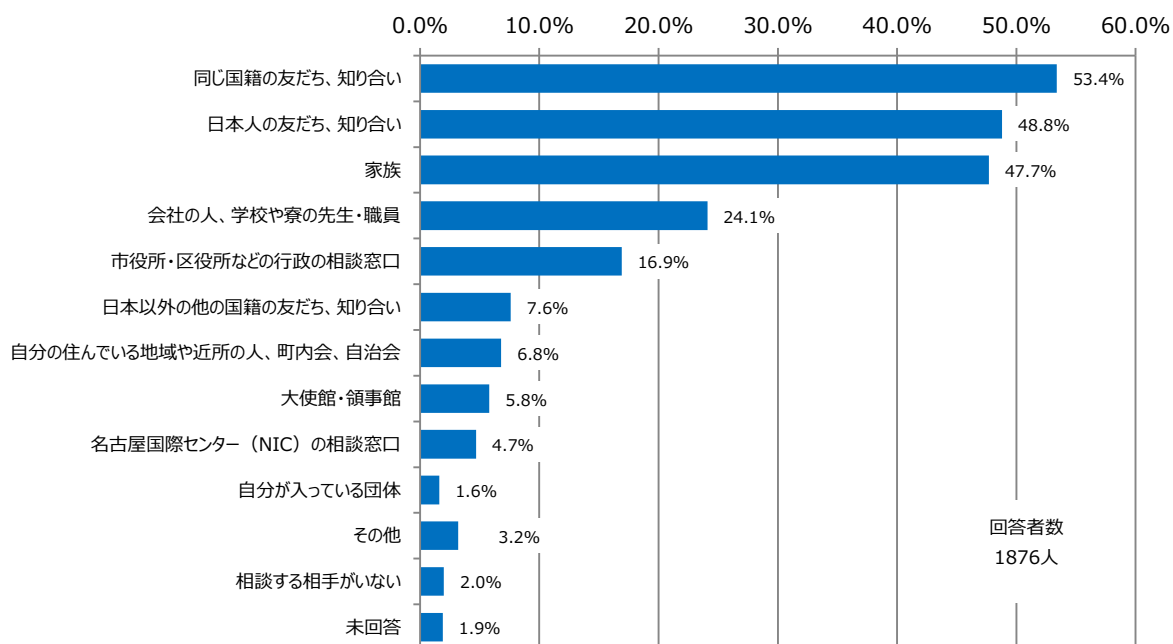
関連の深い施策・・・基本施策 5

問 10 住む家以外に、あなたが日本での生活で困っていることは何ですか。[MA]



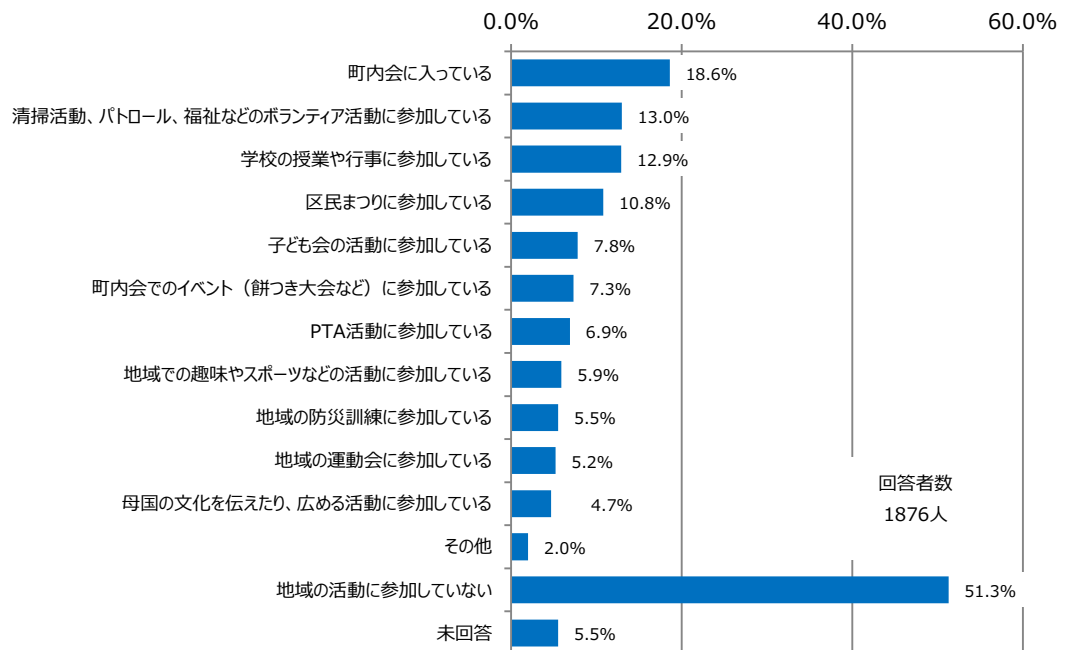
問 11 あなたは、日本での生活で困ったことがあるときは、だれに、または、どこに相談しますか。

[MA]

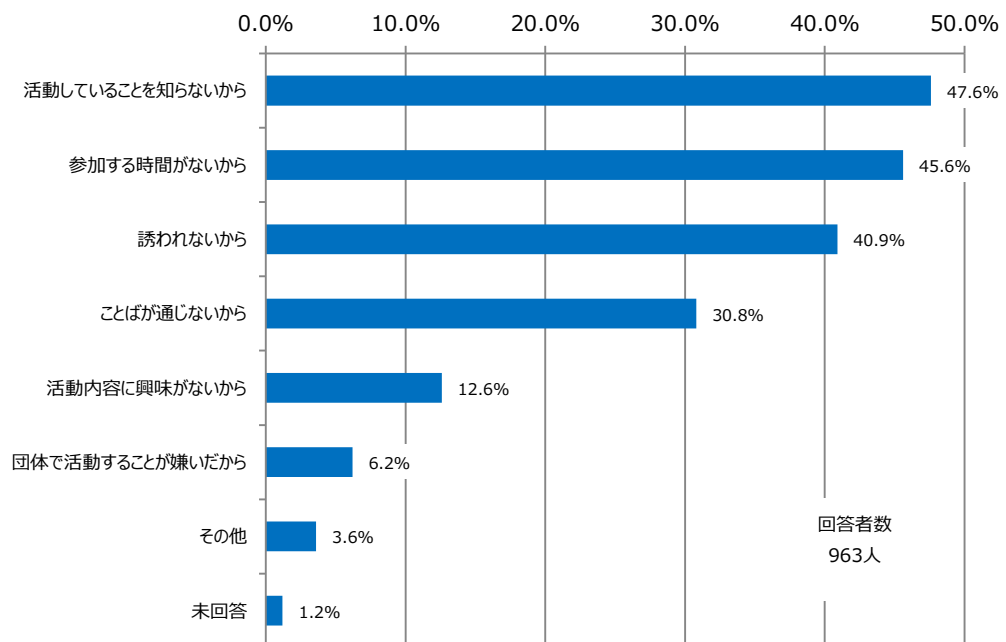


関連の深い施策…基本施策 6

問 13 あなたは、地域の活動に参加していますか。[MA]

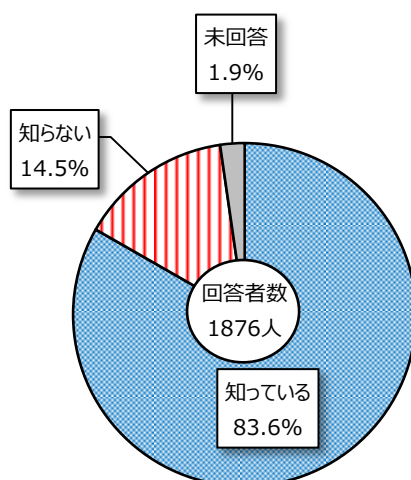


問 13-1 問 1 3 で「13 地域の活動には参加していない」を選んだ方にお聞きます。 地域の活動に、参加しないのは、なぜですか。[MA]

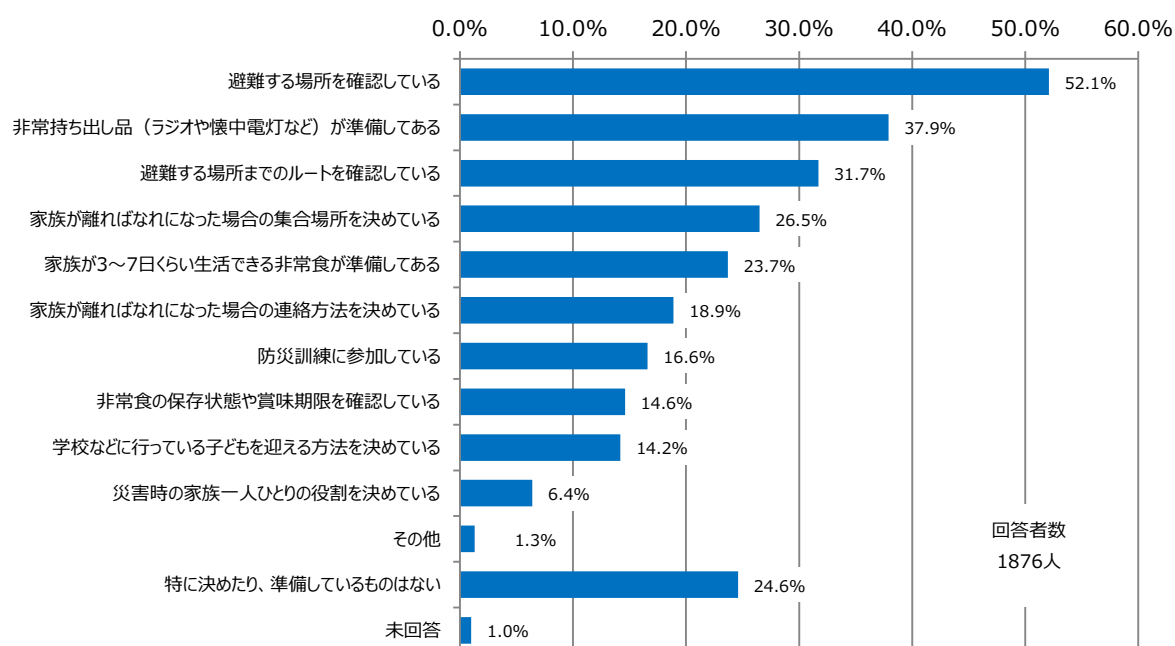


関連の深い施策…基本施策 7

問 3 あなたは大きな地震（南海トラフ地震）が起きると考えられていることを知っていますか。

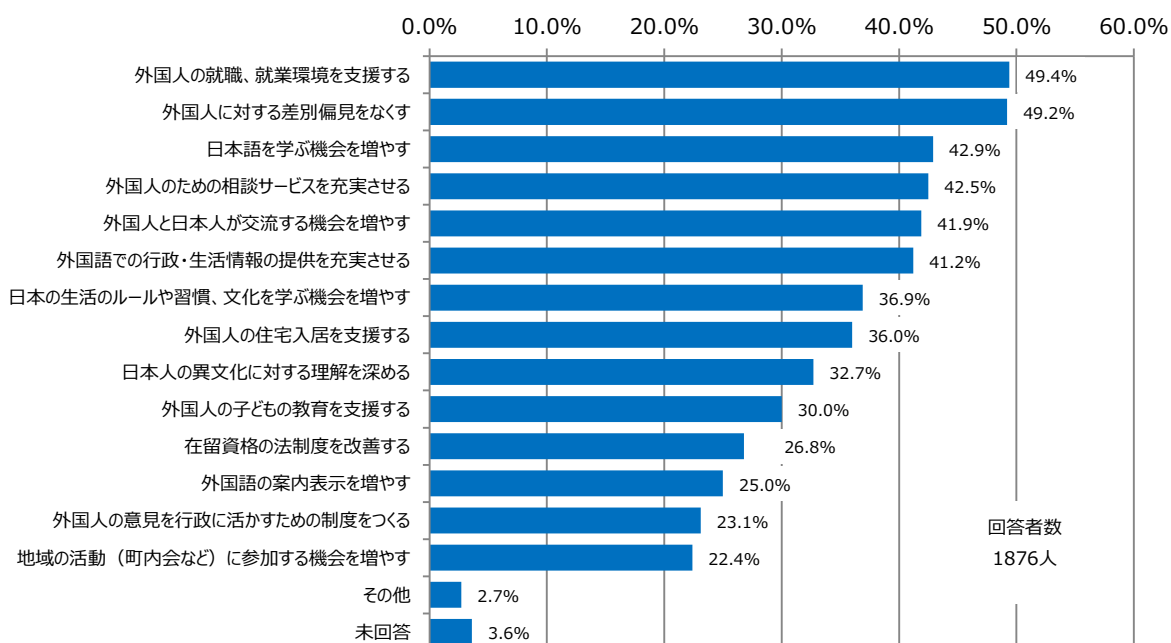


問 4 あなたは大きな地震や台風などの災害にそなえて、どんな準備をしていますか。[MA]



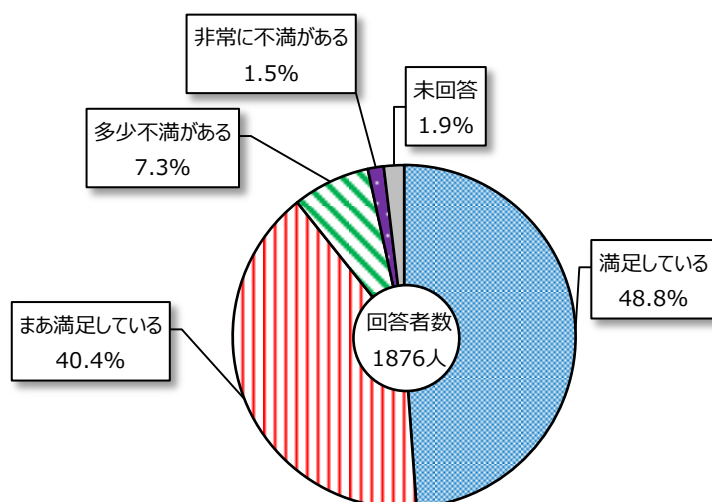
関連の深い施策…基本施策 8

問 20 あなたは、外国人市民が暮らしやすい社会にするために、どのようなことが必要だと思いますか[MA]



関連の深い施策・・・基本施策 9

問 19 あなたは、名古屋市での現在の暮らしに満足していますか。



関連の深い施策・・・基本施策 10

第2次名古屋市多文化共生推進プランの策定にあたって、多文化共生を進める団体にアンケートを実施するとともに、ヒアリングを行うことで、プランについて広く意見聴取をはかりました。

1 アンケート調査

(1) 調査対象者

市内を中心に活動する多文化共生に関わる活動を行っている団体（国際交流、国際協力、在住外国人支援、国際理解教育、日本語教室等）212 団体

(2) 調査方法と期間

郵送ならびに電子メールにて調査票を送付し、後日記入済みの調査票を返送する。

平成 27 年 10 月 15 日（木）～11 月 30 日（月） 47 日間

(3) 回収率

依頼団体 212 団体中の回収率 42.5%（対象団体数：212 団体中 90 団体）

2 ヒアリング調査

(1) 調査対象者

アンケート調査から抽出したヒアリング調査可能な団体：30 団体

(2) 調査方法と期間

訪問または名古屋国際センターにおいてヒアリング

平成 27 年 12 月 11 日（金）～平成 28 年 1 月 21 日（月） 42 日間

3 多文化共生推進団体アンケート・ヒアリング調査結果

詳細は、下記 URL（名古屋市公式ウェブサイト）を参照

<http://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000081891.html>

4 主な意見

分類	件数	主な意見
地域における情報の多言語化	43	○多言語の情報の存在が、外国人市民に伝わっていない。また、活用されていない。 ○外国人向けの分かりやすい情報が整備されていない。 ○外国人向けの分かりやすいポータルサイトなどを立ち上げ、外国人が転入した際に、案内できるものをつくってほしい。 など

分類	件数	主な意見
日本語及び日本社会に関する学習支援	54	○在住外国人の初期の日本語教育について、行政がもっと積極的に施策として打ち出してほしい。 ○来日間もない子どもへの日本語習得の機会を増やして欲しい。 ○日本語教室の開催場所の確保が困難である。など
防災	25	○外国人が災害時にどこから情報を得たらいいか把握できていない。 ○外国人が集まる所に出向いて、防災についての啓発を行う必要がある。 ○言葉や文字だけでなく、イラスト等を活用した分かりやすい情報を発信する必要がある。 など
居住	9	○入居時に、ルールやマナーについてのガイダンスが十分に行われていない。 ○日本人の入居者に、外国人の生活習慣が理解してもらえていない。 など
教育	28	○外国人児童生徒が少ない学校には、日本語指導教師の配置・派遣がないのが残念。 ○不就学児童の実態を把握することが望ましい。など
労働環境	9	○外国人労働者を必要とする企業のニーズや要望を把握することが必要。 ○就職・就業環境の改善のため、企業と日本語学校が連携することが必要ではないか。 など
保健・医療・福祉	15	○「あいち医療通訳システム」について、より多くの医療機関で利用できるようにする必要がある。 ○外国人障害者、高齢者への対応が必要。など
地域社会に対する意識啓発	22	○多文化共生のイベントについて、特定の区だけで行うのではなく、市全体に広げる必要がある。 ○多文化共生のイベントが、日本人向けのイベントになっていることが多い。もっと外国人を取り込むべき。など
外国人の自立と社会参画	19	○多文化共生のイベントについて、企画段階から参加してもらうなど、外国人と協働すべき。 ○外国人の能力を活かす場づくりが十分でない。 など

第2次名古屋市多文化共生推進プランの策定にあたり、幅広く市民の意見・要望を聴取することを目的として、なごや多文化共生まちづくり会議を実施しました。

1 会議概要

日 程	会 場	参加者数 (うち外国人数)	外国人参加者 出身国
平成 28 年 1 月 7 日(木)	ウィルあいち	26 人 (3 人)	中国、韓国、アメリカ
1 月 8 日(金)	瑞穂区役所	20 人 (3 人)	韓国、アメリカ
1 月 9 日(土)	国際留学生 会館	32 人 (11 人)	中国、韓国、ブラジル、ペルー、ア メリカ、タイ
1 月 10 日(日)	名古屋国際 センター	40 人 (12 人)	中国、韓国、フィリピン、ベトナム、 ブラジル、ペルー、アメリカ、ニュージ ーランド
合 計		118 人 (29 人)	計 9 か国

2 なごや多文化共生まちづくり会議開催結果

詳細は、下記 URL（名古屋市公式ウェブサイト）を参照

<http://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000081891.html>

3 グループワークのテーマと主な意見

テーマ	主な意見
外国人市民への情 報伝達について	○日本は情報伝達の際に紙媒体を利用することが多いが、他の国は違う。伝え方を考える必要がある。 ○多言語で発信している情報が、しっかり対象に伝わっているかの実態調査が必要。 など
外国人市民と防災	○地震が起こらない国や地域からきた外国人には、防災・避難などの概念がない。啓発を行う必要がある。 ○外国人市民対象の防災避難訓練は実施されているが、対象に情報が伝わっていないことが多いため、PRを強化すべき。 など

テーマ	主な意見
外国人の子どもたちへの日本語支援	○初期日本語集中教室は、学習場所が限られていて行けない子どもが多いため、児童館やトワイライトスクールなどを活用し、市内各地に、設けて欲しい。 ○早期の日本語教育が必要で、その際に言葉だけでなく、日本の文化も含めて伝えていくことが大切。 など
外国人の労働環境	○企業は、外国人労働者に対して、日本語教育や生活全般のサポートなどを行い、働きやすい環境づくりを行うべき。 ○雇用される外国人側と、雇用する企業の双方が不安を持っていることが多い。双方に対してサポート、フォローをしていく必要がある。 など
健康に過ごすために	○言葉が通じないという理由で医者に行けず、症状が悪化するケースがある。 ○あいち医療通訳のPRや同行支援を検討する必要がある。 など
多文化共生をどうやって伝えるか	○一般市民の「多文化共生」の認知度は低い。外国人との出会いの場をもっと提供する努力が必要。 ○「なごや多文化共生月間」をつくり、名古屋市の持つ広報媒体をフル活用して集中的に広報し、多文化共生を知る・考える1か月にする。 など
名古屋のグローバル化	○外国人旅行者に対して、名古屋の魅力や独自性を伝えることは、在住外国人に対しても伝えることにつながる。 ○外国人に好まれる、外国人を受け入れやすいまちは、国内の日本人に対しても同様なアピール効果を持つ。 など
地域に生きる外国人	○地域の集まりで、外国人が意見を言うと非難されたり取り上げてもらえないことで疎外感を持つこともある。外国人を受け入れる準備が必要。 ○地域に集えるサロンやサポートボランティア制度があるとよい。 など
名古屋市多文化共生推進プランについて	○外国人だけの問題と考えるのではなく、受け入れ側である市民がどう変わるべきかという観点と人権の観点の2つの観点を新しいプランに盛り込んでほしい。 ○「プラン」を市民に知らせるという発想が欠けているのではないか。 ○プラン策定前だけでなく、策定後もこのような場を定期的に設けてほしい。 など

本市の多文化共生施策に対する市民のニーズや課題を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

1 調査対象者

市内に居住する満 18 歳以上の市民（外国人を含む）2,000 人
住民基本台帳をフレームとする無作為抽出

2 調査方法と期間

郵送法

平成 28 年 7 月 5 日（火）～7 月 19 日（火） 15 日間

3 回収率

調査票本数 2,000 人に対して有効回収数 905 人（有効回収率 45.3%）

4 その他

パーセントについては、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出したため、合計が 100% にならないことがある。

5 平成 28 年度第 1 回市政アンケート結果

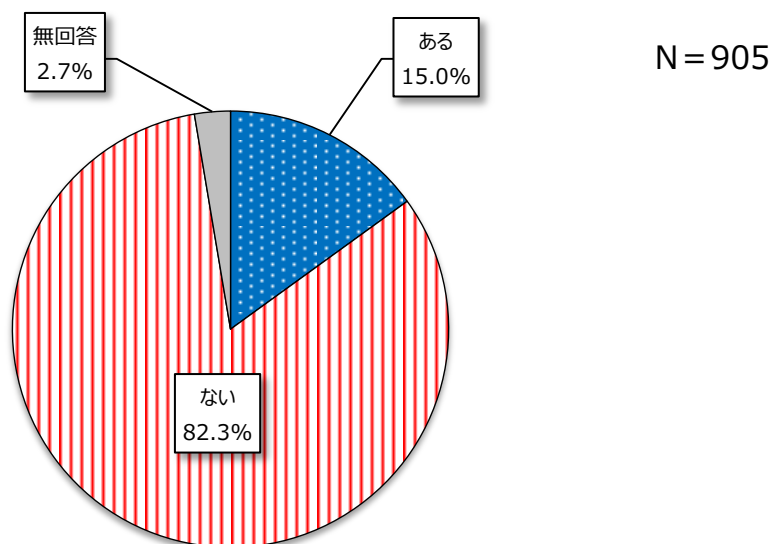
詳細は、下記 URL（名古屋市公式ウェブサイト）を参照

<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/59-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

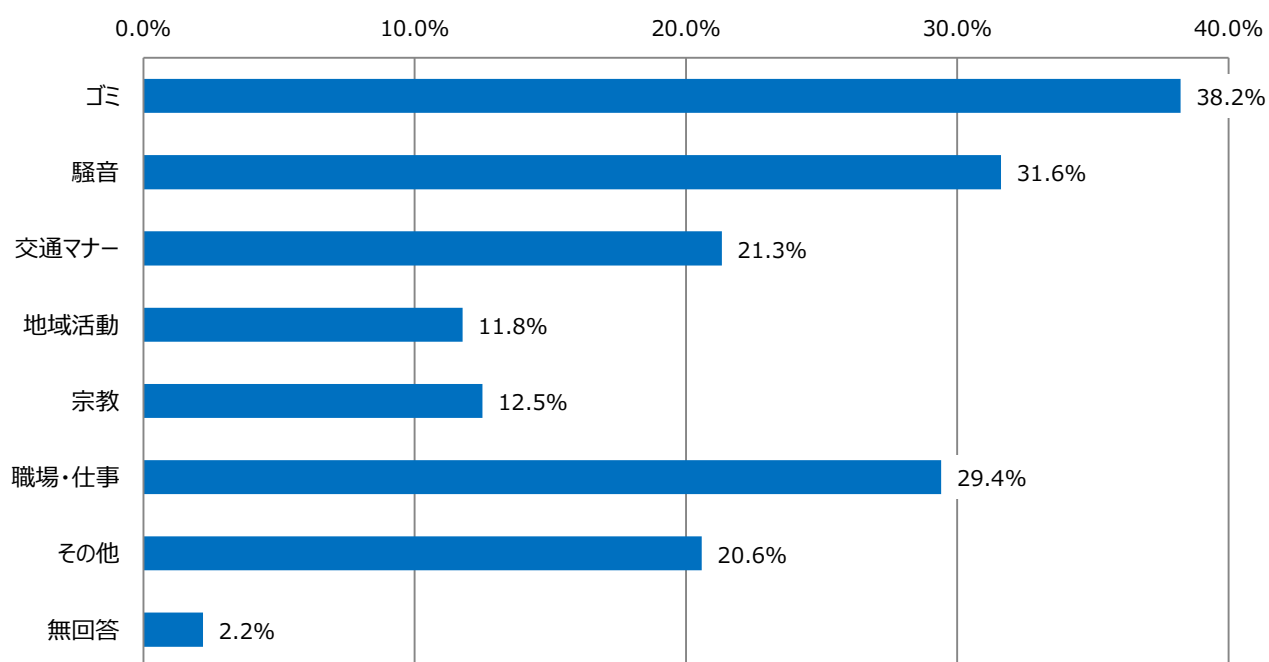
6 調査結果（抜粋）

※各図表の「N」は、回答者数を表しています。

問 24 あなたは、外国人と地域や職場・学校などで、トラブルになったり、とまどったりした経験がありますか。（外国人市民の方は、日本人との経験についてお答えください。）



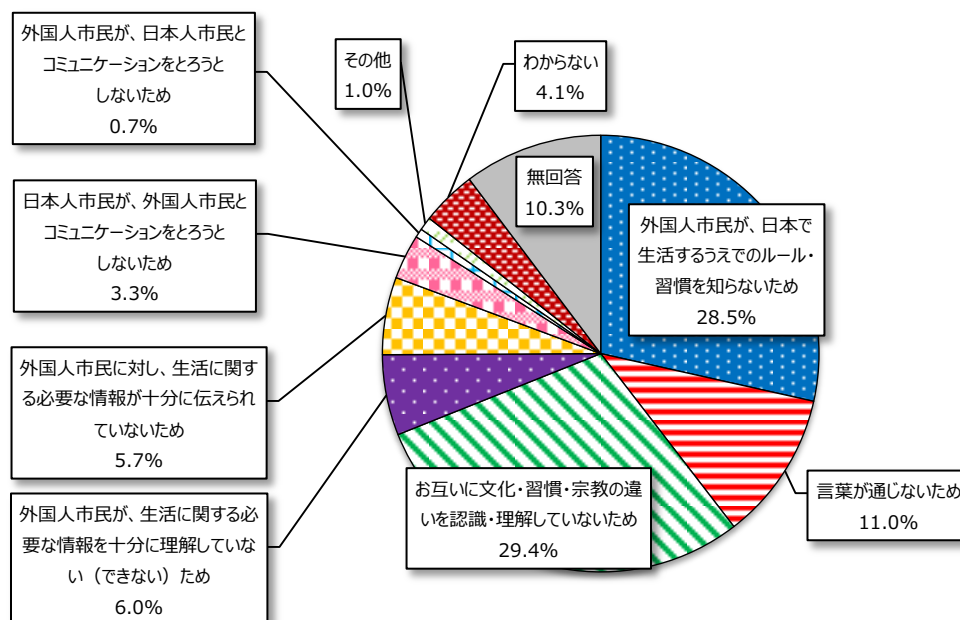
問 25 トラブルやとまどった内容は何でしたか。（○はいくつでも）



N = 136

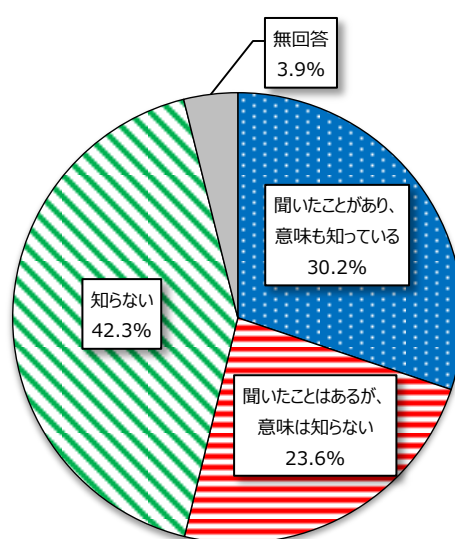
問 26 外国人市民と日本人市民との間にさまざまな問題が発生するなど、ともに暮らしにくい状況がある場合、あなたはどのようなことに原因があると思いますか。（○は1つだけ）

N = 905

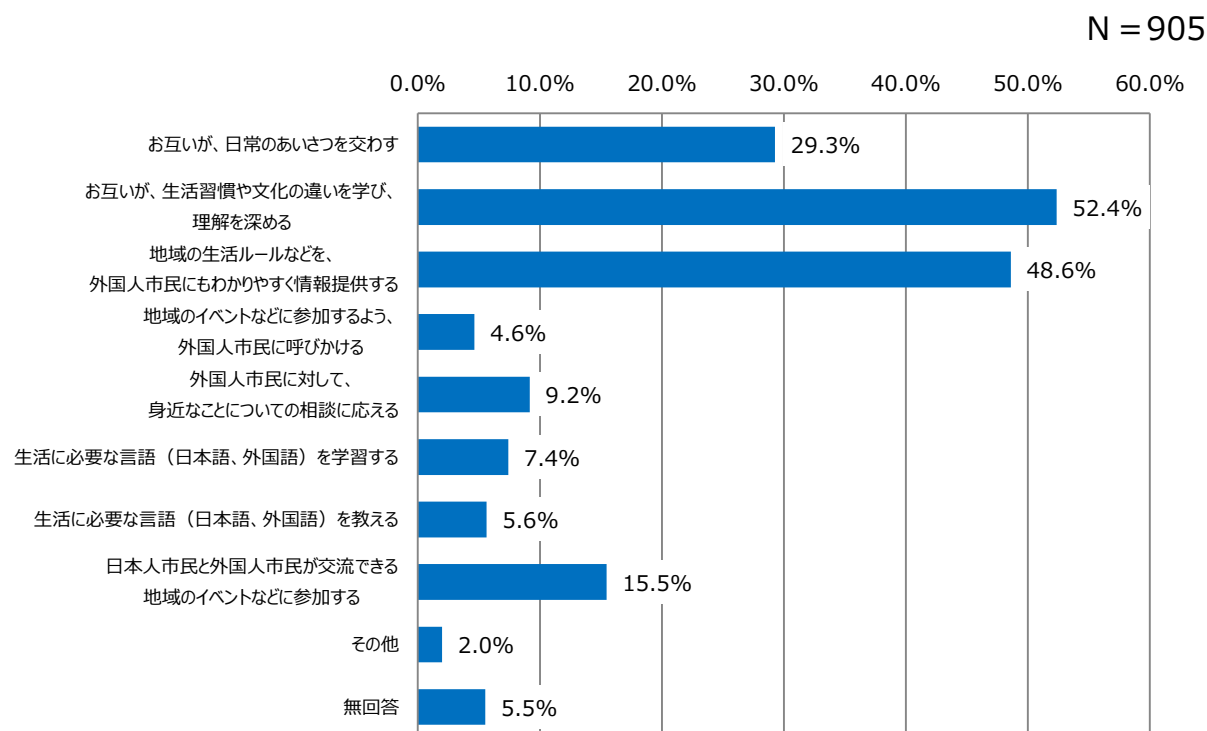


問 27 あなたは、「多文化共生」という言葉を知っていますか。（○は1つだけ）

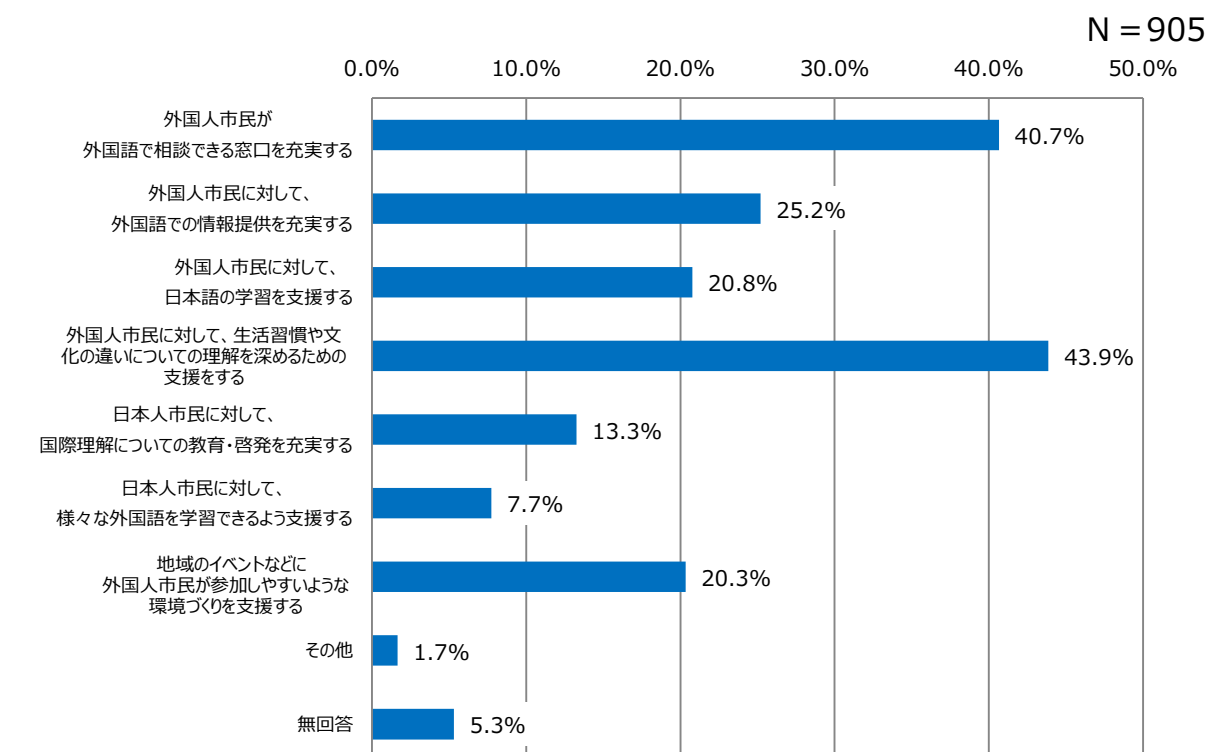
N = 905



問 28 あなたは、多文化共生のまちづくりを実現するために、市民の取り組みとしてどのようなことが必要だと思いますか。（○は2つまで）

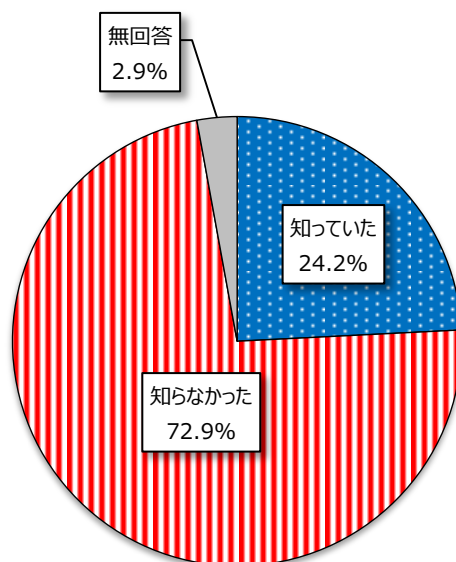


問 29 多文化共生のまちづくりを実現するために、名古屋市などの行政がどのような取り組みに力を入れるべきだと思いますか。（○は2つまで）



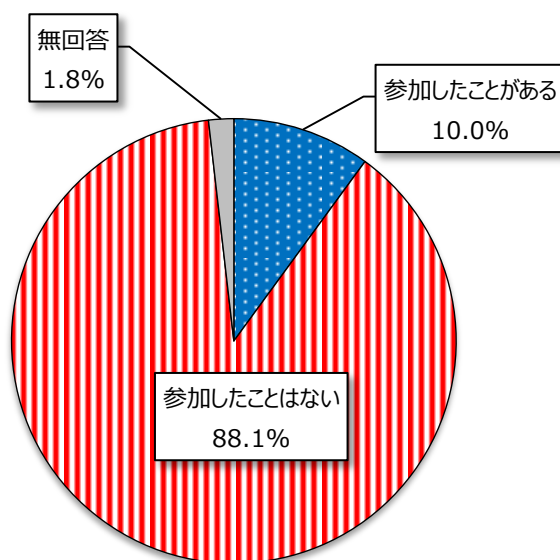
問 30 あなたは、名古屋国際センターで国際交流や多文化共生に関するイベントなどが行なわれていることを知っていましたか。（○は1つだけ）

N = 905



問 31 あなたは、それらのイベントに参加したことがありますか。（○は1つだけ）

N = 219



第2次名古屋市多文化共生推進プランの策定にあたり、外国人市民のニーズや課題を把握するため、外国人市民懇談会を実施しました。

1 開催日程

平成 28 年 7 月 22 日（金）

平成 28 年 11 月 4 日（金）

平成 29 年 2 月 1 日（水）

2 会場

名古屋市公館

3 参加者

氏 名	国籍
アミ ウル ハッサン	パキスタン
今西 佳林	日本（中国）
葛西 マリア	ペルー
ダレル ハリス	アメリカ
チャムー アリアス・コラル	メキシコ
トゥラダール アスタ	ネパール
屠 清	中国

（敬称略・50 音順）

4 名古屋市外国人市民懇談会開催結果

詳細は、下記 URL（名古屋市公式ウェブサイト）を参照

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/11-3-9-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

5 主な意見

項目	主な意見
生活基盤づくりについて	○名古屋国際センターで日本語教室をやっているが、時間と交通費がかかるためなかなか行くことができない。インターネットを活用したオンライン日本語教室をやってみてはどうか。 ○日本語ができなくても日本で生活することは可能である。しかし、より快適に暮らすために、外国人に日本語の必要性を実感してもらうことが必要。 ○住民登録をする際に、言葉が通じなくて困った。必要な情報（生活のルールや日本語教室の場所等）を伝えたり配ったりしてはどうか。 など
誰もが参画する地域づくりについて	○町内会に入ると、いろいろ助けてもらえることがあるが、外国人は町内会のことを理解していない方が多い。町内会加入のメリットを教えるとよいと思う。 ○参加したいのに防災訓練の案内が来ない。もしくは日本語で書いてあるため、分からない。 ○安心・安全な地域づくりのために、外国人の相談窓口の周知と充実に力を入れてほしい。 など
多様性を活かす社会づくりについて	○多くの日本人は、初めて会う外国人に対して怖いというイメージを持っていると感じる。まずは、言葉や文化の違いなどを知ってもらうことが大切。 ○多文化共生について、子どもの頃からの教育が必要。 ○日本での多文化共生の推進は、外国人住民のイメージ向上につながり、ひいては外国人観光客を増やすことにつながる。

第2次名古屋市多文化共生推進プランの策定にあたり、市民のニーズや課題を把握することを目的に、多文化共生を進める団体と意見交換を行いました。

1 懇談会概要

日 程	会 場	参加者数 (参加団体数)	テーマ
平成 28 年 5 月 24 日(火)	名古屋国際 センター	14 人 (10 団体)	名古屋市多文化共生推進プランについて
6 月 13 日(月)	名古屋国際 センター	25 人 (19 団体)	防災について
7 月 19 日(火)	名古屋国際 センター	25 人 (17 団体)	子どもの教育について
8 月 23 日(火)	名古屋国際 センター	21 人 (15 団体)	貧困対策について
10 月 18 日(火)	名古屋国際 センター	27 人 (16 団体)	外国人市民への情報提供について
平成 29 年 1 月 14 日(土)	名古屋国際 センター	24 名 (15 団体)	第2次名古屋市多文化共生推進 プラン（案）について

2 多文化共生を進める団体交流会開催結果

詳細は、下記 URL（名古屋市公式ウェブサイト）を参照

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/11-3-9-5-0-0-0-0-0-0.html>

3 主な意見

項目	主な意見
名古屋市多文化共生 推進プランについて	○人権問題について、どこに相談すればよいかなど、子どもの頃からの教育が必要である。 ○多文化共生推進プランの実施は、行政だけではとても無理。多文化共生推進団体等との連携が必要である。など

項目	主な意見
防災について	○災害時の拠点である名古屋国際センターが機能しない場合の対応策が不十分ではないか。 ○外国人への情報伝達について、絵を入れたり、やさしい日本語を活用するなどして、見やすくする工夫が必要である。など
子どもの教育について	○教員一人ひとりが言語を学習し、子どもたちに対応することも必要。 ○教員の仕事量が多いことが一番の問題。学校は自分たちで抱え込もうとするが、今こそN P Oなど民間の力を活用すべき。 ○子どものメンタルの問題について、学校に早期に対応してほしい。重症化してからでは遅い。 ○子どもの教育について、親ではケアしきれない現状がある。みんなに関心を持って支え合うことが必要である。 など
貧困対策について	○外国人の生活困窮についての統計資料を整えないと、実態が見えず、対策も打てない。 ○生活保護制度についての正しい理解がなされていない。 ○本当に困っている人は孤立していて、相談に来ることができないケースもある。その人たちにどのようにアプローチしていくかが今後の課題。 など
外国人市民への情報提供について	○行政は、情報を「伝えたい」という意識を持つべき。現状は、「分かる人が分かればいい」というスタンスに見える。行政職員の意識啓発が必要。 ○1人でも多くの方に情報を伝えるためには、ターゲットを明確にし、1つのツールではなく複数のツールを使って情報発信する必要がある。 ○今後、外国人コミュニティや多文化共生団体等と連携し、名古屋市外国人情報伝達マップ（連絡網のようなもの）を作成していく必要がある。 など
第2次名古屋市多文化共生推進プラン（案）について	○「名古屋転入ウェルカムキット」は、新たに転入してくる人だけでなく、一人でも多くの人に知ってもらう工夫をすべきである。 ○「グローバル人材の育成・支援」について、日本人が対象に見える。外国人も対象であることを分かりやすく記載すべきである。 など

第 2 次名古屋市多文化共生推進プランの策定にあたり、学識経験者等の専門的知見をふまえた意見の聴取をするため、有識者懇談会を開催しました。

1 第 2 次名古屋市多文化共生推進プラン有識者懇談会名簿

氏 名	職業等
イシハラ メルセデス アキノ (石原 バージ)	フィリピン・マイグランツ・センター代表
臼井 秀明	中区栄東まちづくりの会会長 栄東地域安全推進委員会会長
カオ ティ ミンカン	元名古屋国際センター多言語スタッフ
木下 貴雄	特定非営利活動法人東海外国人生活サポートセンター 理事長
古久根 正	港区多文化共生推進協議会会長
近藤 敦	名城大学法学部教授
高橋 英治	名古屋中公共職業安定所次長（プラザ・外国人担当）
土井 佳彦	特定非営利活動法人多文化共生リソースセンター東海 代表理事
中萩 エルザ	在名古屋ブラジル総領事館ブラジル人民委員会 ディスケ・サウージプログラム医師
坂野 元彦	名古屋商工会議所産業振興部国際グループ長
松本 一子	愛知淑徳大学非常勤講師 特定非営利活動法人子どもの国理事
松本 善通	公益財団法人名古屋国際センター事務局長
宮澤 祐子	愛知県県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室長
村松 登	みどり多文化共生ボラネット代表
尹 大辰	特定非営利活動法人フレンド・アジア・ロード理事

(敬称略・50 音順)

2 第2次名古屋市多文化共生推進プラン有識者懇談会の開催経過

開催日	会 議	内 容
平成 28 年 5 月 20 日(金)	第 1 回 懇談会	・第 2 次名古屋市多文化共生推進会議有識者懇談会について ・名古屋市多文化共生推進プランの進捗状況と評価について
7 月 27 日(水)	第 2 回 懇談会	・名古屋市多文化共生推進プランの施策方針、基本施策について
12 月 2 日(金)	第 3 回 懇談会	・第 2 次名古屋市多文化共生推進プラン（素案）について
平成 29 年 3 月 8 日(水)	第 4 回 懇談会	・第 2 次名古屋市多文化共生推進プラン（案）について

3 第2次名古屋市多文化共生推進プラン有識者懇談会開催結果

詳細は、下記 URL（名古屋市公式ウェブサイト）を参照

<http://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000082388.html>

4 主な意見

分類	主な意見
基本施策 1 地域における情報の多言語化	○日常生活における通訳の知識、技術を持つ人材育成が必要。 ○広報なごやの多言語版を紙媒体で発行するとよい。
基本施策 5 教育	○小学校へ入ってからの支援ではなく、就学前の外国人児童についての調査、把握が必要。 ○学齢期超過年齢の子どもたちについて、対応が必要。
基本施策 6 保健・医療・福祉	○医療通訳について、通訳者の育成状況や、医療側と患者側からの満足度をチェックする体制が必要。 ○精神障害、発達障害に対応できる医療通訳の人材育成が必要。 ○乳幼児健診や母子手帳を渡す際、子どもの言語環境をチェックする体制が必要。
基本施策 7 外国人市民の地域への参画促進	○多文化共生に関係する教育機関等と連携、交流が必要。 ○外国人市民の意見を直接聞く場を設け、日本人と外国人が同じ課題を共有する場として成熟させていくのが重要だ。

分類	主な意見
基本施策 8 安心・安全の地域づくり	○発災後の外国人被災者にメンタルケアをする人材が必要。 ○避難所の運営等、災害時に対応する外国人市民の人材育成が必要。
基本施策 9 地域社会に対する意識啓発	○イベントやフォーラム等の交流がその場限りのものになってしまっており、継続性がないことが問題だ。
基本施策 10 多様性を活かす社会づくり	○一般的には日本人や留学生がグローバル人材の対象とされやすいが、名古屋で生まれ育った外国人市民も対象に入れるべきである。 ○名古屋の観光イメージが悪く、非常にネガティブになっているため、魅力を PR していくことは重要だ。



第2次名古屋市多文化共生推進プラン有識者懇談会

第 2 次名古屋市多文化共生推進プラン（案）について、計画案及び概要版の冊子を区役所情報コーナーや名古屋国際センターなどに配架するとともに、名古屋市公式ウェブサイト計画案及び概要版（8 言語）の電子版を掲載し、郵送、ファクシミリ、電子メールなどにより市民意見を募集しました。

1 実施期間

平成 29 年 1 月 12 日（木）から 2 月 12 日（日）まで（32 日間）

2 提出状況

提出者数	47 名
件 数	77 件

3 市民意見の内訳

項 目		意見数
1 総論		11 件
2 実施計画		58 件
	実施計画全般	3 件
	施策方針Ⅰ 生活基盤づくり	43 件
	施策方針Ⅱ 誰もが参画する地域づくり	4 件
	施策方針Ⅲ 多様性を活かす社会づくり	8 件
3 その他		8 件
合計		77 件

■あ行

あいち医療通訳システム	愛知県、愛知県内市町村、医師会、大学等からなる「あいち医療通訳システム推進協議会」が運営している。 外国人県民と医療機関との言葉の壁を取り除くことを目的として、通訳派遣、電話通訳、文書翻訳を行っている。 http://www.aichi-iryoku-tsuyaku-system.com/
愛知県国際交流協会	諸外国との友好親善、相互理解を目指し、この地域の国際化、県民参加の国際交流の推進を図ることを目的として、昭和 59（1984）年に設置された愛知県の関係団体。
エスニックメディア	ある国や地域に居住する少数民族のための新聞・雑誌・ラジオ・テレビなどのメディアのこと。インターネットを利用して情報を発信するものもある。

■か行

外国公館	外国政府が日本に開設する大使館や総領事館等のこと。
外国人学校	外国籍の子どもが教育を受ける場所として、子どもたちの母語・母国語により授業をおこなっている学校。
外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章	外国人労働者の適正雇用及び外国人労働者が日本社会に適応し地域住民と共生できる環境整備等について、経済界・企業グループ全体で自主的に取り組んでもらう契機とするために、東海三県一市（名古屋市・愛知県・岐阜県・三重県）が地元経済団体の協力を得て策定した憲章。
外国につながる子ども	外国籍の子どもや国際結婚などによって生まれた子どもなど、外国人の親の文化を背景にもつ子どものこと。
キーパーソン	コミュニティ間や行政との橋渡し役となるなど、多文化共生のまちづくりの鍵となる人物のこと。
国際人権規約	世界人権宣言の内容を基礎として条約化したもので、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。日本は昭和 54（1979）年に加入した。

子ども版ニック・ニュース	名古屋国際センターが子ども向けに年 2 回（夏休み・冬休み）発行している国際理解を深めるための冊子。名古屋市内全小学校の 4～6 年生に配布。
--------------	---

■さ行

災害語学ボランティア	地震等の大規模な災害時に、日本語の理解が十分でない外国人のために、通訳・翻訳等を行うボランティア。普段は外国人を対象とした防災啓発活動・訓練等での通訳などを行っている。
災害時多言語情報作成ツール	自治体等による外国人住民に対する円滑な情報提供を支援することを目的として一般財団法人自治体国際化協会が作成したパソコンソフト。 「多言語表示シート作成ツール」 災害時に、避難所等で掲示する文字情報を作成できる。 「携帯電話用多言語情報作成ツール」 携帯 Web サイトに、災害時の被害情報、生活情報、余震情報等を簡易に掲載することができる。 「多言語音声情報作成ツール」 音声メディアを通じて、災害用の告知や被災者への注意等を行うため音声情報を作成できる。
栄市民サービスコーナー「住まいの窓口」	名古屋市、名古屋市住宅供給公社、愛知県住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構がそれぞれにコーナーを設け、住まいに関する相談や公的賃貸住宅等への入居に関する相談、情報提供を行っている。
在留管理制度	日本に在留する外国人を管理する制度。 平成 24（2012）年 7 月に新しい在留管理制度となり、在留カードの導入などにより、法務省が在留管理情報を一元管理するとともに、在留外国人にも住民基本台帳が適用される。
在留資格	外国人が日本に在留する間、一定の活動を行うことができること、あるいは一定の身分または地位を有する者としての活動を行うことができることを示す入国管理法上の法的資格のこと。
人種差別撤廃条約	人種、肌の色、民族のちがいなどあらゆる差別を禁じており、差別のない国際社会を築くための実質的な措置の実現を締結国に求める国際条約。日本は平成 7（1995）年に加入した。

ソーシャルメディア	ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア。利用者同士のつながりを促進するさまざまな仕掛けが用意されており、互いの関係を視覚的に把握できるのが特徴。
-----------	---

■た行

D V（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者やパートナー等からの暴力（身体的・精神的・性的・経済的暴力なども含む）のこと。
トリオホン	三者通話システムであり、外国人市民が通訳を介して相談することができる仕組みとして導入している。

■な行

名古屋外国人雇用サービスセンター	専門的・技術的分野の外国人、留学生に対し、就職に向けた各種情報提供をするとともに、就職ガイダンス、インターンシッププログラムの提供、就職面接会等を実施している。名古屋中公共職業安定所の機関。
ナゴヤカレンダー	在住外国人向けに、地域の行事・催事、国際交流情報、読者間の情報交換などを掲載した月刊誌。
名古屋国際センター	地域の国際化を推進することを目的に、昭和 59（1984）年に名古屋市の公の施設として設置。地域の国際化推進のための情報提供・相談事業、講座及び研修の実施、地域の国際化に取り組む団体及び個人の活動の促進、施設の供用、その他地域の国際化を推進するための事業を行っている。
名古屋国際センター情報カウンター	日本人に対しては留学、海外の生活、国際交流・協力に関する情報を、外国人に対しては住まい、病院、語学学習、出入国関係、交通・観光などの情報を提供している（英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語に対応）。
名古屋生活ガイド	名古屋市が発行しているガイドブックで、名古屋市に来た外国人が日常生活の中で不便や困難を感じないよう、住居・教育・交通・各種相談窓口など、生活のさまざまな分野にわたり日常生活に役立つ情報を掲載している。

ニック・ニュース	名古屋国際センターが発行している日本語の隔月刊誌。国際交流、国際協力、多文化共生に関する特集記事や地域の活動紹介のほか、イベント情報を掲載している。
日本語教育相談センター	日本語指導を必要とする児童生徒の学校への受け入れを円滑にすすめ、学校生活への早期適応を図ることを目的とした名古屋市教育委員会の機関。 学校教育に係る教育相談、就学相談、保護者あて文書等の翻訳や学校への通訳派遣などを行っている。

■は行

ヘイトスピーチ	特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が平成28（2016）年6月に施行された。
---------	---

■や行

やさしい日本語	普段使われている言葉を外国人にも分かるように配慮して言いかえた簡単な日本語のこと。
---------	---

第2次名古屋市多文化共生推進プラン

発行・編集 名古屋市観光文化交流局観光交流部国際交流課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL : 052-972-3062 FAX : 052-972-4200
発行年月 平成29（2017）年3月

